鳥取市公共施設再配置の推進に向けた取組方針

令和５年７月

目次

1　背景 1

（１）公共施設の更新問題 1
（２）鳥取市公共施設再配置基本計画（平成 27 年度策定） 1
（３）第 11 次鳥取市総合計画（令和 3 年度策定） 1
（４）国及び本市における人口の推移 2
（５）鳥取市公共施設再配置推進委員会からの意見書（令和 4 年 4 月提出） 3

2　本指針の位置づけ 4

3　取組と進捗状況について 5

（１）これまでの取組 5
（２）現在の進捗状況 10

4　更新経費および目標の再確認 11

（１）更新経費の参考試算 11
（２）投資可能額の見通し 15
（３）維持管理費を試算（令和元年度決算） 16
（４）目標設定の方向性 16

5　鳥取市公共施設再配置の推進について 18

（１）検討にあたっての基本的な方向性 18
（２）施設分類別の“現状・課題”と“方向性” 20
（３）検討に必要な情報の整理と把握 34
（４）効率的な再配置の推進に向けた取組想定（新たな取組の検討） 37

6　持続可能な明るい未来へ 41

1　背景

（１）公共施設の更新問題

国をはじめ全国の自治体で高度経済成長期に建設した公共施設等の老朽化が進んでおり『公共施設の更新問題』が大きな課題となっています。老朽化する公共施設を更新していくためには多額の経費が掛かりますが、人口減少・少子高齢化により税収の減少、福祉に関する経費の増加も見込まれ、公共施設の更新に対する財源の確保は厳しい状況です。

公共施設は、経済成長期以降に人口増加や住民ニーズの多様化に併せ増加してきましたが、財政規模に合った施設規模に縮小し、次世代に多額の負債を残さないよう“新しい公共施設のあり方”に向けて計画的に取り組む必要があります。

（２）鳥取市公共施設再配置基本計画（平成 27 年度策定）

本市では、“次世代の負担軽減”を前提とし、“公共サービスの維持・向上”に重点をおいた『鳥取市公共施設再配置基本計画』（以下、再配置計画という。）を策定しています。

建物の状態がよく、現時点において活用できている施設であっても、いずれは建物の耐用年数（更新時期）を迎えます。この再配置計画に掲載している施設は、「将来的にどのように更新するか」という方向性について、計画策定時点での基本的な考え方を示しています。

なお、計画期間は 2054 年度までの 39 年間となっており、この期間に総量（総床面積）を 29%圧縮することを目標としています。

（３）第 11 次鳥取市総合計画（令和 3 年度策定）

鳥取市総合計画は、「鳥取市自治基本条例」に基づき、総合的かつ計画的な市政運営を図るため策定したもので、鳥取市を将来どのような「まち」にしたいのか、そのためには「どのような取組をするのか」を具体的に示した計画です。

〇まちづくりの理念　　鳥取市を飛躍させる、発展させる

〇めざす将来像　　いつまでも暮らしたい、誰もが暮らしたくなる、
自信と誇り・夢と希望に満ちた鳥取市

〇基本方針　　１．多様化する市民ニーズへ対応するための協働・連携体制の強化
２．時代の変化に即応できる組織体制の構築
３．将来を見据えた持続可能な財政基盤の確立
４．自治体間の広域的な連携の推進

この計画において、公共施設に関する記載は以下のとおりです。

基本方針３の具体的取組

②公有財産の整理合理化と適正な財政運営の推進

・公共施設のあり方検討を行い、施設の複合化や集約化を推進することで、施設にかかるコストの縮減やサービスの充実、稼働率の向上をめざします。

（4）国及び本市における人口の推移

【国の長期ビジョン】

国立社会保障・人口問題研究所「将来推計人口（平成 29 年推計）」では、このまま人口が推移すると、2060 年（令和 42 年）の総人口は 9,284 万人にまで落ち込むと推計されている。これは、約 60 年前（1950 年代）の人口規模に逆戻りすることを意味している。さらに、総人口は 2100 年（令和 82 年）に 6,000 万人を切った後も、減少が続いていくことになる。

↓（出典）国（国土交通省）が作成した図より

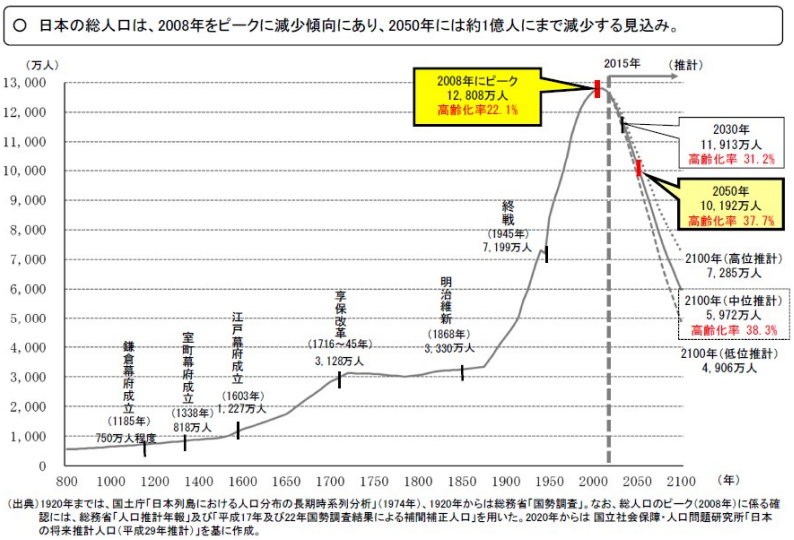

【本市の将来展望】

本市は平成 16 年度に大合併を経て、高度経済成長期から増加が続いた人口は 2005 年（平成 17 年）をピークに 20 万人を越えましたが、その後は減少傾向にあり、今後も国の長期ビジョンにあるように減少傾向が続くことになります。

しかしながら、本市は出生率の上昇や転入増加に寄与する政策の誘導により、2060 年には国推計等より 7,196 人の人口増加を生み出し、人口減少の抑制を目指しています。

※将来展望推計の条件

2018 年の合計特殊出生率 1.50 が 2030 年に 1.80 となり、その後 2040 年に 2.07 まで上昇

↓（出典）鳥取市人口ビジョン（令和 3 年 3 月改定版）より

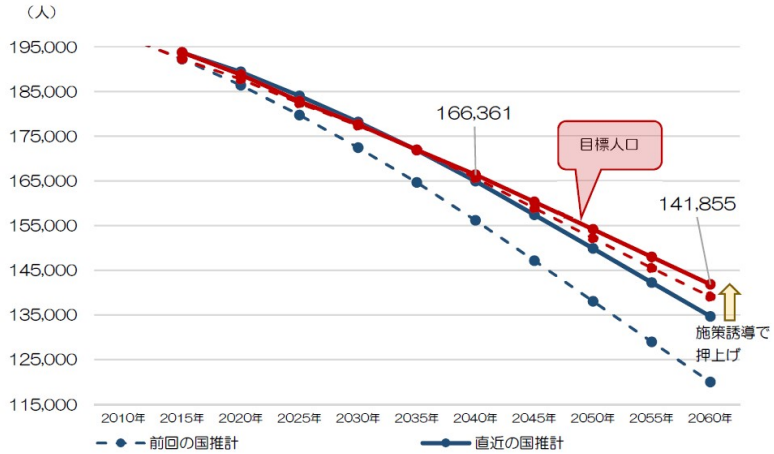

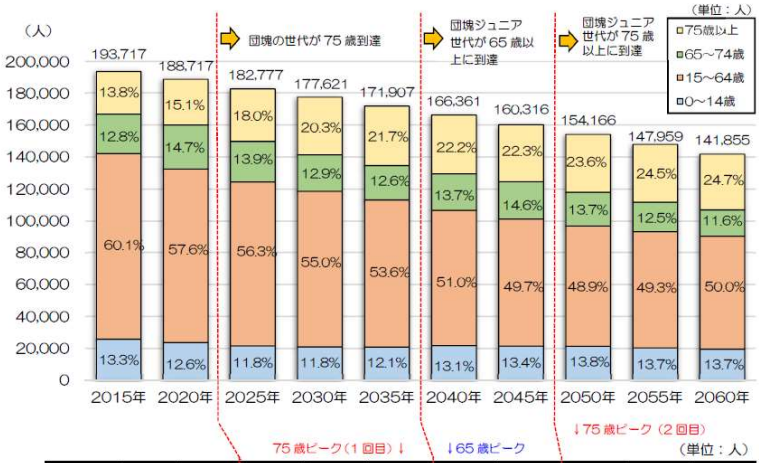

（単位：人）

年齢区分	2015 年	2020 年	2025 年	2030 年	2035 年	2040 年	2045 年	2050 年	2055 年	2060 年
65 歳以上	51,547	56,205	58,316	59,034	58,844	59,715	59,191	57,474	54,691	51,440
75 歳以上	26,814	28,526	32,910	36,149	37,247	36,907	35,730	36,324	36,233	34,957
65～74 歳	24,733	27,679	25,406	22,885	21,597	22,808	23,461	21,150	18,458	16,483
15～64 歳	116,397	108,809	102,820	97,649	92,226	84,867	79,596	75,371	72,959	70,950
0～14 歳	25,773	23,703	21,641	20,938	20,837	21,779	21,529	21,321	20,309	19,465
合計	193,717	188,717	182,777	177,621	171,907	166,361	160,316	154,166	147,959	141,855

（５）鳥取市公共施設再配置推進委員会からの意見書（令和４年４月提出）

再配置計画を策定し「総床面積縮減」を目標にしてから５年が過ぎたところ、耐震対応による建設もあり、公共施設の床面積縮減の進捗は十分とは言えませんでした。また、この間にも施設の劣化は着実に進行しており、いかにして老朽化による危険を未然に防ぐかも課題となっていました。

そのため、公共施設の再配置を一段と推進する具体の手法を検討することを目的に、ファシリティマネジメント、地方公会計、建築、まちづくり等の専門的な知識を有する者及び行政職員代表で構成する「鳥取市公共施設再配置推進委員会」を設置することとなり、これからの時代を見据えた公共施設のあり方を整理し、そのうえで床面積を縮減しつつも、公共サービスを維持向上するための「縮充」（施設を縮減してもサービスは充実するという意味の造語）につながる取組の検討を行いました。

検討の結果は「鳥取市公共施設再配置の推進に関する意見書」（以下、意見書という。）にまとめられ、令和４年４月に市長に提出されました。

これからの時代を見据えた公共施設のあり方

・公共施設の老朽化が進む中での、安全・安心の実現と財源確保
　（市民の命を守ることを優先し、公共施設マネジメントと適切な保全に努める）
・時代の変化に応じたサービス内容や提供方法の見直し
　（民間も含め、多様な主体によってサービスを展開していくことが可能である）
・新たな社会形態がもたらす変革
　（デジタル技術の進展や、感染症への備えを考慮する）
・持続可能な自治体経営に資する公共施設
　（ＳＤＧｓ（持続可能な開発目標）、カーボンニュートラルの実現を目指す）

再配置において推進すべき取組のポイント

✔更新問題は、更新経費が不足するという問題であり、建物床面積の圧縮のみならず、施設の用途廃止や、維持管理経費の縮減も含めた、コストマネジメントを目標に反映していくことが必要。
✔公共施設の用途は多岐にわたるが、今後も、行政が標準的なサービスを提供すべき分野として、将来を担う子どもたちのための教育、命を守るための医療、福祉、災害対策、また生活維持のためのインフラの優先度が高いことは変わりない。
✔検討を進める順番は、老朽度の進行や危険度の高い施設、多額の予算措置を伴う大きな財政負担が生じている規模の大きな施設から着手するのが効果的であり、その機能に着目した整理を行うことが有効である。

2　本指針の位置づけ

この『鳥取市公共施設再配置の推進に向けた取組方針』は、「鳥取市公共施設の経営基本方針」（平成 27 年 2 月策定）に沿って策定するものであり、３つの目的や数値目標などは維持する一方、施設類型ごとの方向性などを現状に合わせ更新するものです。

なお、本方針は再配置（施設のあり方見直し）にあたっての基本的な方向性や新たな取組方針を示すもので、実際の取組は個別施設ごとの計画や方針に従い、検討を進めます。

【経営基本方針の３つの目的】

１．公共サービスの維持・向上
２．安全・安心な市民生活
３．次世代の負担軽減

【数値目標】

40 年間で延床面積 29%の縮減

※上記数値は、平成 24 年度に公共施設の更新に費やした経費（実績額）40 年間分と、今後 40 年間で発生する更新経費の差額から計算した数値です。

＜本指針の体系イメージ＞

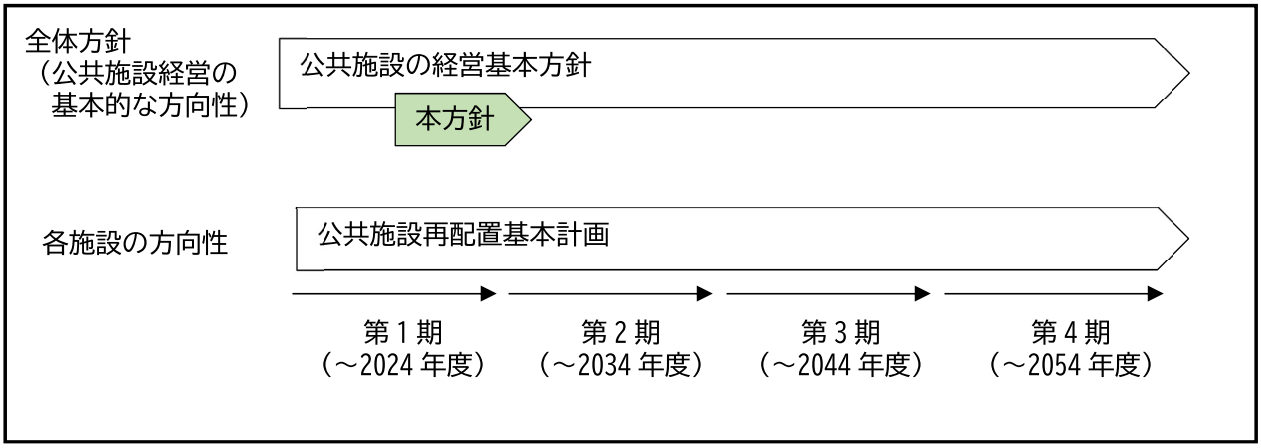

3　取組と進捗状況について

（1）これまでの取組

図　公共施設のあり方検討に関する計画等の経緯

国の動向

平成 12 年度　閣議決定　民間と競合する公的施設の改革について
・民間施設（宿泊施設、総合保養施設など）と競合する公的施設の新設・増築を禁止
平成 16 年度　閣議決定　経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2004【骨太の方針】
・規制改革・民間開放の積極的推進
平成 16 年度　総務省　地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針
・公の施設について、指定管理者制度の活用とともに廃止や管理のあり方の検証を求める

行財政改革の取組

平成 17 年度　鳥取市指定管理者制度活用ガイドライン（第 1 版）
・指定管理者制度の活用と、公共施設の譲渡、廃止について検討を行い、直営、指定管理、廃止、譲渡など施設を分類した。

平成 19 年度　鳥取市有施設の民間等への譲渡に関する取扱い方針
・287 施設を譲渡対象とした
・譲渡の考え方は「施設所在地域の方々が主な利用者であり、かつ当該地域の方々により日常的に管理されていると判断できる施設」

国の動向

平成 25 年度　関係省庁連絡会議決定　インフラ長寿命化基本計画
・総合的かつ一体的にインフラをマネジメントすることにより、トータルコストの縮減や予算の平準化を図り、持続可能で活力ある未来を実現する。

ファシリティマネジメントの取組

平成 25 年度　鳥取市公共施設白書（第 1 版）
平成 26 年度　鳥取市公共施設の経営基本方針（第 1 版）
・目標設定を 40 年間で延床面積 29%圧縮とする
平成 27 年度　鳥取市公共施設等総合管理計画（第 1 版）
・インフラ（道路等）も含めたマネジメント計画

平成 27 年度　鳥取市公共施設再配置基本計画（第 1 版）
・施設分類ごとに、全施設（公衆トイレ等除く）の更新時の考え方を示す
・譲渡対象施設は引き続き譲渡を検討するとしている

（令和 3 年度末現在）
地区集会所・農業関係施設など 100 施設（譲渡対象 287 施設以外を含む）を自治会等へ譲渡
延床面積の増減は公共施設白書作成から 1.3%の増加

平成 27 年度　鳥取市指定管理者制度活用ガイドライン（第 2 版）
・民間事業者等のノウハウを活用し、特色ある施設運営や住民サービスの向上などを図る
令和 4 年度　鳥取市未利用財産の利活用についての方針（全面改訂）
・新たに発生が予測される未利用財産も含め、速やかな利活用検討を図るために全面改訂

➡集会所等の地元譲渡

国は「民間にできることは民間に」という原則のもと、地方自治における規制緩和と公務市場開放の主要施策として、官民の役割を明確にし、可能なものは民間に委ねることを基本としました。本市においても、指定管理者制度の活用等による民間活力の導入により、市民サービスの向上と経費縮減の両立を目指した取り組みを進めました。

こうした取組の中、集会所等は、特定地域のみで利用される施設であることから、行政関与の必要性が低く、管理形態を見直し、当該自治会等へ譲渡すべきものとし、地元が所有することで自由に改修・利用することができ、地域活性化等に役立てています。

➡施設類型ごとの長寿命化計画等

安全・安心を確保しつつ、施設を長く利用するためには定期的な点検の実施や、計画的な改修が必要になります。本方針は建築物を対象としていますが、道路等のインフラにおいても長寿命化計画が策定されています。（※現在策定済みの長寿命化計画は以下のとおりです）

【個別施設計画一覧】

区分	名称	策定年度	改定年度（最新）
学校	鳥取市学校施設長寿命化計画	R2	
市営住宅	鳥取市営住宅長寿命化計画	H22	R3
道路	鳥取市道路アセットマネジメント基本計画	H27	
橋梁	鳥取市道路橋梁長寿命化修繕計画	H25	R1
トンネル	トンネル長寿命化修繕計画	H28	R1
上水道	鳥取市水道事業長期経営構想	H17	H27
下水道	鳥取市下水道等事業経営戦略	H28	R3
公園	鳥取市公園施設長寿命化計画	H22	R2

➡温泉保養施設の民営化（民間売却）

平成 10 年 6 月にオープンしたとっとり休養センター「レーク大樹」は、山陰海岸ジオパークのエリア内、池としては日本最大の「湖山池公園」の一角を占める場所に立地しておりましたが、景気の低迷によって経営は年々厳しくなり、「レーク大樹等検討委員会」で今後のあり方を議論し、現従業員の雇用の確保、資産価値低下（周辺地域のイメージダウン）に対処すべく検討を行いました。

検討の結果、民間事業者の柔軟な施設経営によることで魅力ある施設としての再活用を期待し、「レーク大樹」等を一括して売却することとなり、利用者へのサービス向上や地域の活性化に寄与することができる事業者の中から、意欲や経営能力等が優れた者を、公募型プロポーザルにより広く募集し、民間事業者に売却を行いました。

➡公共施設管理業務の効率化

公共施設は、人口増加や市民ニーズの多様化に対応すべく機能ごとに整備されてきました。人口増加社会では、機能ごとに縦割りで管理する方が効率的な側面がありましたが、人口減少社会に突入し、これからは限られた財源や人員の中、既存の施設をいかに活用していくかが重要になってきており、施設管理業務においても横串を刺しての取組が効率的・効果的です。

平成 25 年度には、これまで、施設所管課ごと、建物ごとに契約していた清掃業務や消防用設備保守点検業務について、業務ごとにまとめて発注・契約を行いました。まとめることにより、業務水準の見直し（均等化）、事務負担の軽減、委託料の削減といった効果がみられました。

今では上記業務のほか、建築基準法に基づく点検、防火対象物点検、屋外広告物（看板）点検、また単業務では無く、複数の業務をまとめて契約した新本庁舎の包括管理など取り組みを拡大しており、集約した不具合情報をもとに非常用照明の修繕を一括発注するなど、更なる効率化を目指しています。

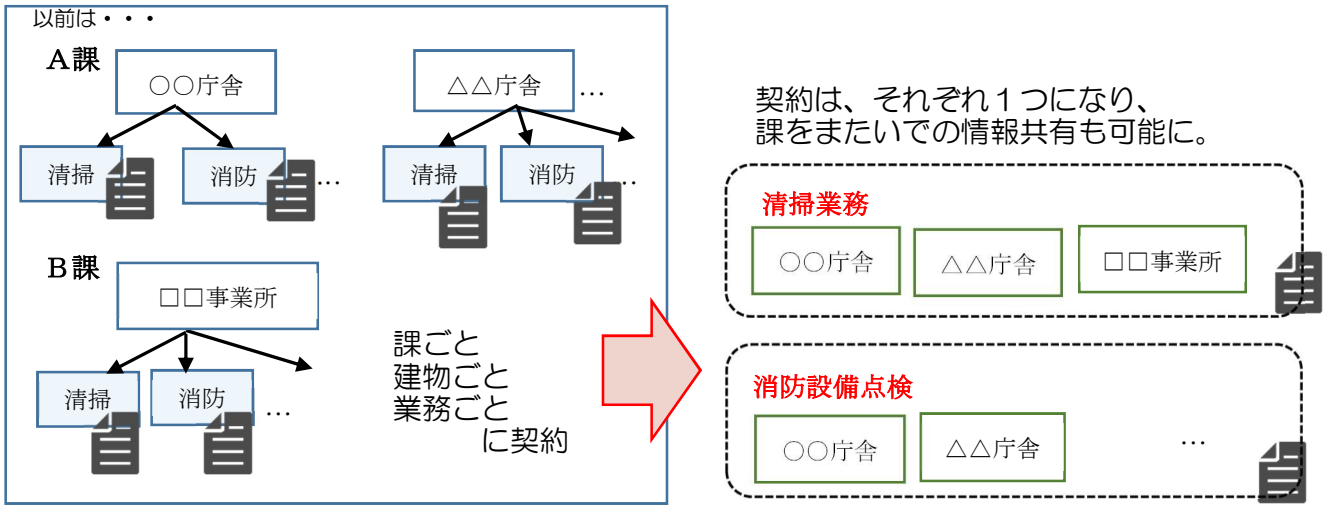

➡公共施設不具合点検及び修繕手法検討の見直し

公共施設を安全に保つためには、事故が起こる前に、不具合を早期に発見する必要があります。そのために施設点検を施設所管課で実施していますが、建築物に対する知見など担当者による水準にばらつきがあったため、誰でも点検できるよう「建物維持管理マニュアル」を作成し、実地研修を実施することで点検レベルの向上に努めています。

また、不具合に対する修繕についても、建築技師のサポート体制の構築、修繕にあたっての事前協議の導入など、限られた財源の中でも効率的な修繕に努めています。

➡公共施設の複合化・統廃合等の総量縮減

公共サービスを維持向上させつつ、総量を縮減するための手法として複合化（多機能化）や集約化があります。複合化によって、従来の 1 施設１機能の考え方ではなく複数の機能を持たせることで、公共施設が多様な人々が集まる場となり、人と人との新たな交流を生み、魅力ある施設になることをめざします。また、集約化では、１施設１機能ではありますが複数の施設をまと

めることにより稼働率を向上させ、公共サービスを維持しつつ財政的な負担を軽減することが可能です。なお、検討にあたっては、更新問題への対応を念頭に置き、多機能化するあまり元の施設規模より拡大し、負担が増大することは避けなければなりません。

また、上記のような効果がある反面、複合化等を行うことにより、複合化した施設へ距離が遠くなるなど、不便となることもあるかもしれませんが、交通手段や他施設とのネットワークを確保するなど、施設の利便性を確保・促進できるよう取り組みを考えます。

【事例】福部町総合支所

総合支所＋郵便局＋コミュニティセンター

福部町総合支所の空きスペースに郵便局が入居することで、１ヵ所で２つのサービスが利用でき、さらに貸付料という新たな収入を得ることもできました。さらに耐震改修を実施する際、コミュニティセンターを移転させることで、更なる複合化を図っています。会議室やトイレ、廊下等が共用部分となり、床面積が減少することで、維持管理や更新といった負担の軽減につながります。

➡遊休施設の利活用（売却）

公共施設は福祉の増進といった公益目的を達成するために建設されますが、中には役割を終え、未利用となっている施設もあります。そういった施設を積極的に売却・貸付していくため「鳥取市未利用財産の利活用についての方針」を策定しています。令和 4 年 4 月には全面改訂し、新たに発生が予測される未利用施設（公共施設跡地等）についても速やかな利活用検討を図れるようになりました。

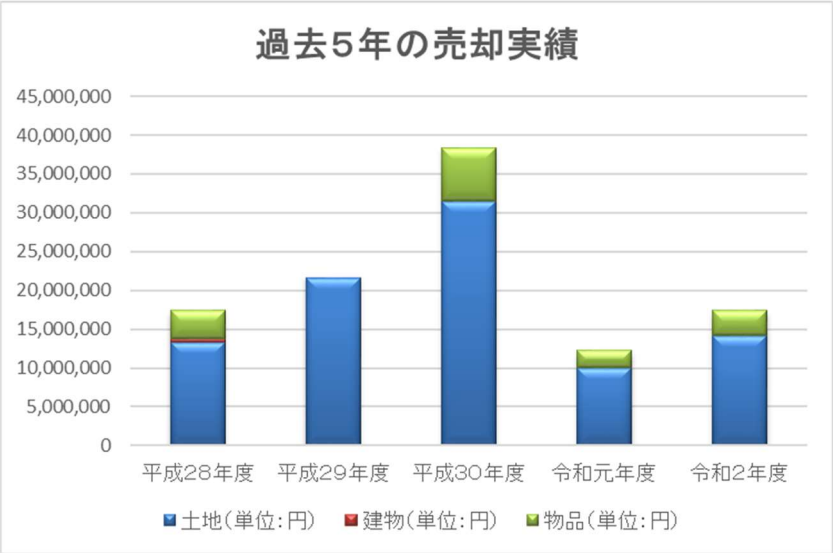

➡施設再整備時の事業手法検討

公共施設の更新問題を乗り越えるには、行政のみが進める“従来の公共施設経営では限界がある“と言わざるを得ません。これからの公共施設経営には、民間事業者の優れた技術や経験、保有する資源（資金・設備）を最大限に活かし、民間事業者と行政とが連携していく「公民連携（ＰＰＰ）」が非常に重要と考えます。

国においてもＰＰＰ／ＰＦＩ推進アクションプランを毎年度改定し、地方公共団体等へのＰＰＰ／ＰＦＩ導入促進に向けた積極的な支援を実施しています。

本市における取組としては、鳥取市公共施設整備等におけるＰＰＰ導入検討指針を策定し、公共施設の再整備においては、従来型手法に限らず、幅広い視点から整備手法や事業主体等を検討し、より高い費用対効果が期待できる最適な手法の採用を目指しています。

（事例　市民体育館再整備）

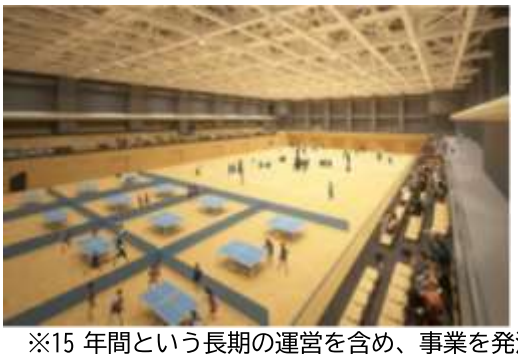

※15 年間という長期の運営を含め、事業を発注することにより、生涯経費の低減と、民間事業者のノウハウを活かしたコンテンツの提供によるサービスの向上を図っています

➡市民、議員、民間事業者等への意識啓発（情報共有）

公共施設の更新問題への対応は、長期にわたる取組であり、次世代への意識啓発も重要になってきます。また、公共施設のあり方検討においては、これまでの既成概念を見直す面もあり、施設の利用者のみならず、市民、議会及び民間事業者等への意識啓発（情報共有）が必要になります。本市では、これまでにマンガ風リーフレットや啓発用ＤＶＤ及び地元高校生協力による啓発マンガの作成・配布、子育て情報誌への掲載、公開講演会兼職員研修（オンライン配信も実施）、小学校への出前授業など、各種啓発活動に取り組んでいます。

（２）現在の進捗状況

➡床面積の進捗状況（令和３年度決算の状況）

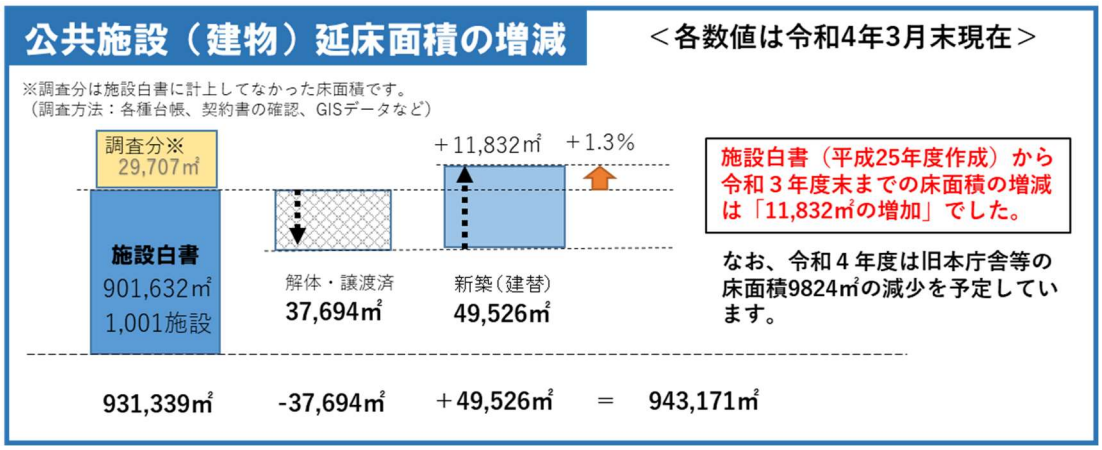

➡１人当たりの床面積の変化

施設白書作成時点　総床面積（平成 25 年 11 月末時点）　901,632 ㎡
住民登録（平成 25 年 9 月末時点）　193,970 人
⇒1 人あたりの床面積　4.65 ㎡/人

令和 3 年度末時点　総床面積（令和 4 年 3 月末時点）　943,171 ㎡
住民登録（平成 4 年 3 月末時点）　183,645 人
⇒1 人あたりの床面積　5.14 ㎡/人

施設白書作成時点において、本市における住民１人あたりにおける公共施設の延床面積は 4.65 ㎡でした。この値は、東洋大学 PPP 研究センターが調査した全国 981 自治体の平均「3.42 ㎡」より高くなっています。

令和 3 年度末時点では、床面積の増加（＋41,539 ㎡）、および人口の減少（－10,325 人）により、住民１人あたりにおける公共施設の延床面積は 5.14 ㎡と、数値が高くなっています。これは、公共施設の更新に係る住民１人当たりの負担が増加してきていることを表しています。

➡性質別床面積の内訳

施設白書作成時点

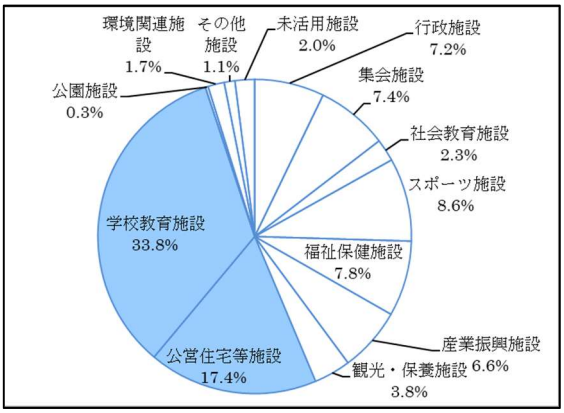

令和３年度末

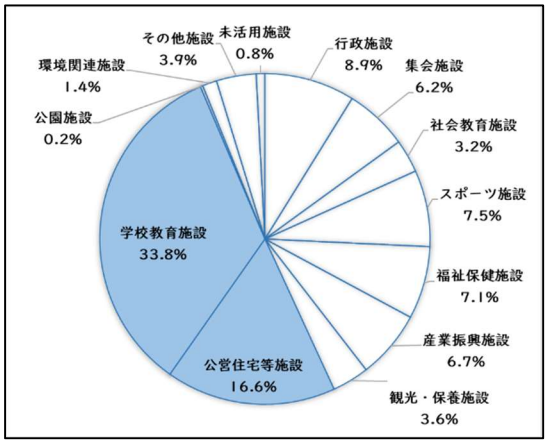

4　更新経費および目標の再確認

（１）更新経費の参考試算

公共施設の更新経費の試算にあたっては平成 25 年度に作成した公共施設白書と同じ計算過程（計算式）を再現することが困難なため、参考試算として一部手法を変えつつも、公共施設白書と同様に、公共施設の建築年、延床面積並びに建物構造等を踏まえて、今後 50 年間に発生する建設、大規模改修及び設備の更新、経常的修繕（小修繕）、並びに解体にかかる費用を算出しました。

その結果、普通財産等を除く全ての公共施設を現状のまま保有すると仮定した場合、今後 50 年で約 7,011 億円が必要となり、1 年あたり約 140 億 2 千万円の費用が発生する見込みとなりました。（光熱水費等の施設管理コストは除く。）

公共施設白書での試算では、1 年あたり約 65 億 5 千万円の更新経費でしたので、約 2.1 倍も更新経費が増加したことになります。これは、公共施設白書と比較し、延床面積が約 4.6%増加していることに加え、建設コストに用いている単価が約 1.56 倍になっていることが原因と考えられます。

＜今後 50 年間における施設更新費＞

50 年間の総計	単位：千円
建設コスト	385,680,866
改修・設備コスト	237,668,629
経常的修繕コスト	29,883,584
解体・除却コスト	47,850,876
計	701,083,955

単年度平均	単位：千円/年
建設コスト	7,713,617
改修・設備コスト	4,753,373
経常的修繕コスト	597,672
解体・除却コスト	957,018
計	14,021,680

＜更新経費の発生時期＞

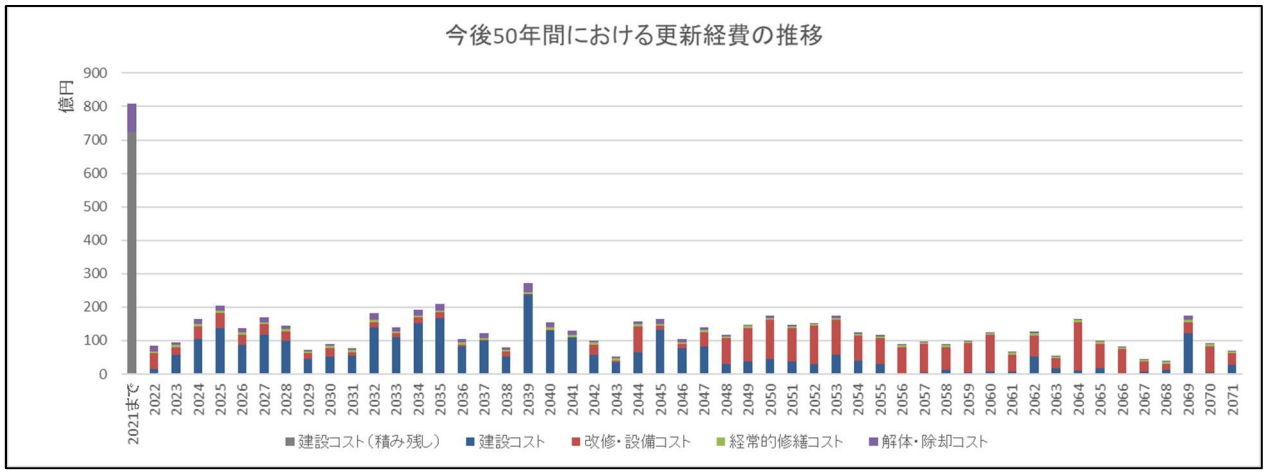

※建設コスト（積み残し）とは、更新周期を過ぎている施設の建替えにかかるコストの総計です。

※更新周期（耐用年数）を過ぎたからといって、直ちに壊れてしまうものではありません。

※普通財産等（普通財産や解体する方針が示されている施設）は、解体・除却コストのみを計上しています。

行政財産	878,616 ㎡
普通財産等	64,555 ㎡

2021 年までに更新周期を迎えている施設（積み残し施設）は床面積にして全体の約 18%です。

この積み残しを 2022 年から 10 年間に均等配分したグラフ（下のグラフ）をみると、およそ今後 20 年間（2041 年まで）に建設コストの山が見られることから、この期間に更新時期の集中が訪れます。特に、下の更新周期からみた残り年数のグラフから、今後 20 年で全体の約 3/4 が更新検討時期を迎えるため（特に、今後 10 年間で約 1/2 が更新検討時期となる）、必要な公共サービスを維持するため人口や財政規模に応じた総量の最適化を、今すぐにでも考えていく必要があります。

なお、築年数ごとの内訳のグラフで分かるとおり、本市の人口が減少し始めた約 20 年前から（本市の人口のピークは 2005 年）、新たな施設整備（建替え）は減少していることが分かります。

＜更新経費の発生時期（積み残しを 10 年間で均等配分）＞

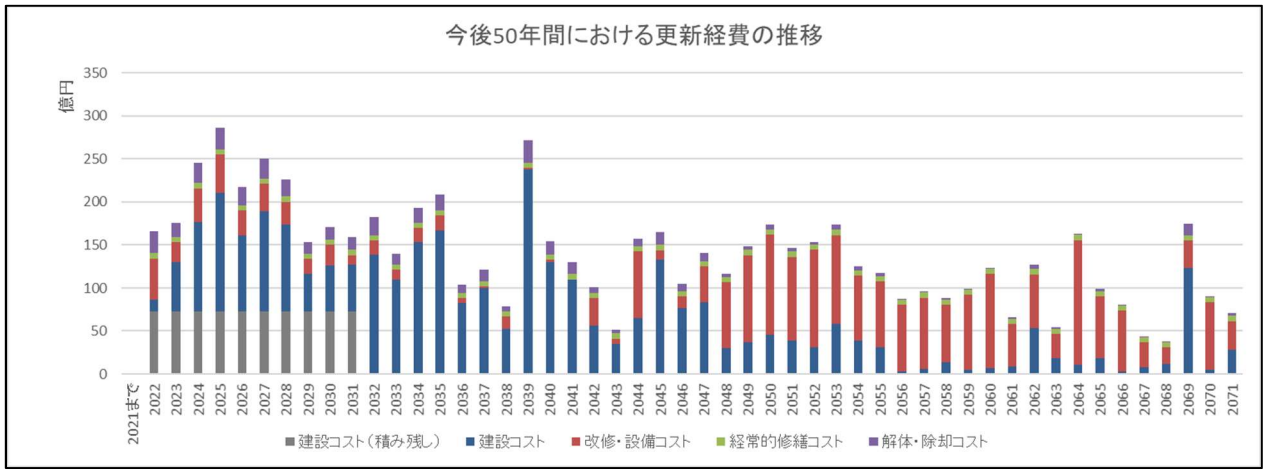

※建設コスト（積み残し）は 2022 年から 2031 年までの 10 年間に均等配分しています。

※普通財産等（普通財産や解体する方針が示されている施設）は、解体・除却コストのみを計上しています。

＜年数ごとの内訳＞

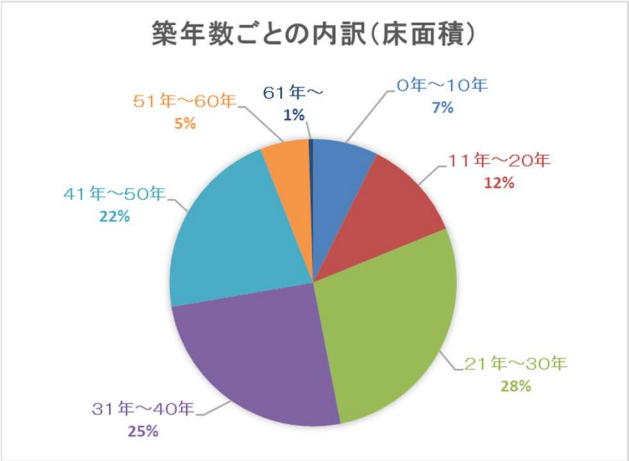

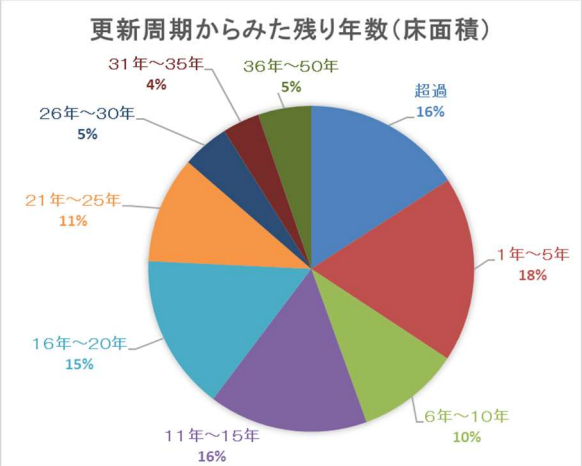

※左のグラフは、築年数（建築年からの経過年数）ごとの床面積を表しています。

※右のグラフは、更新周期（最大 50 年）を迎える残りの年数ごとの床面積を表しています。

※普通財産等は、含んでいません。

＜施設更新費の試算において対象としたコスト（費用）と主な根拠＞

コストの種類	内容及び主な算定根拠等	公共施設白書との比較
建設コスト	【内容】工事費及び企画・設計費 【算定】一般財団法人建設物価調査会＜JBCI＞における、2022 年の建物用途別平均㎡単価を用い、この単価に床面積を乗じ、更に係数 100/92※を乗じて設計金額の水準に合わせています。また、上記単価に消費税を加算しています。 【周期】更新時期ごとに計上。 更新周期は、耐用年数（財務省令「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」）を基準とし、新耐震基準の施設については、鉄骨造などは 50 年、軽量鉄骨と木造などは 40 年に耐用年数を延長。 なお、実施済みの大規模改修等による更新周期への影響は、考慮していません。	単価を参考する年を、2013 年（2010～2012 平均）から 2022 年（2019～2021 平均）に更新しています。 ※係数 100/92：建設工事の入札において 92%が最低制限価格の上限
改修・設備コスト	【内容】大規模改修にかかる費用 ※白書では最低限の改修のみを対象としていましたが、内装工事等も含め計算しています。 【算定】大規模改修の単価は、建築コストの 6 割に設定。これは、他の自治体の根拠としている「公共施設更新費用試算ソフト（一般財団法人地域総合整備財団<ふるさと財団>）」の大規模改修単価の根拠を「大規模改修の単価は、建替えの約 6 割で想定するのが一般的とされているため、この想定の単価を設定する」としているためです。 【周期】更新周期が 40 年以上の場合に、中間年に計上 （更新周期が 50 年なら、建設から 25 年目に計上）	白書では、外壁工事、屋上防水工事、設備更新等の項目ごとに試算を行っており、「建築物のライフサイクルコスト（監修：国土交通省／発行：一般財団法人建築保全センター）」の更新単価等並びに更新周期等を基にしています。
経常的修繕コスト	【内容】経常的修繕費（小破修繕費） 【算定】建設コストを基に算定 【周期】毎年度計上（普通財産等は解体するまで）	計算手法は白書と同様です。
解体・除却コスト	【内容】建物の解体費及び設計費 【算定】過去 5 年以内の鳥取市施工実績の平均（床面積あたりの実績金額）で単価を算出し、単価に床面積を乗じて算出しています。なお、構造種別ごとに平均を設定しています。 【周期】更新時期に計上	白書では、JBCI の単価を用いていますが、市の施工実績に変更しています。

≪建設物価建築費指数の推移（東京 2011 年平均＝100）≫

集合住宅（鉄筋コンクリート造）

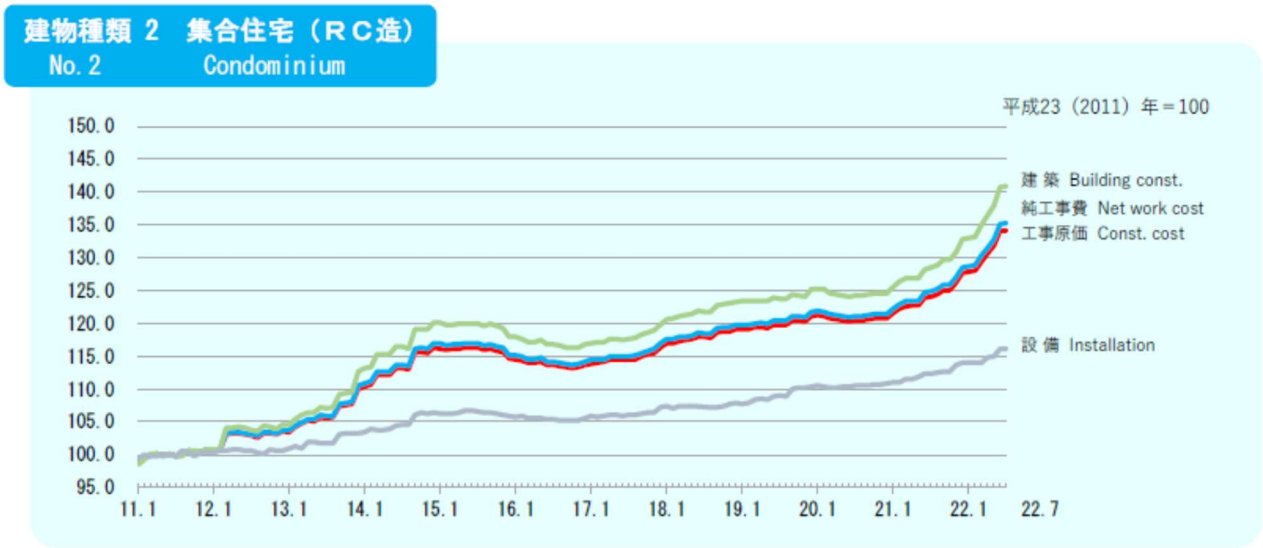

事務所（鉄骨造）

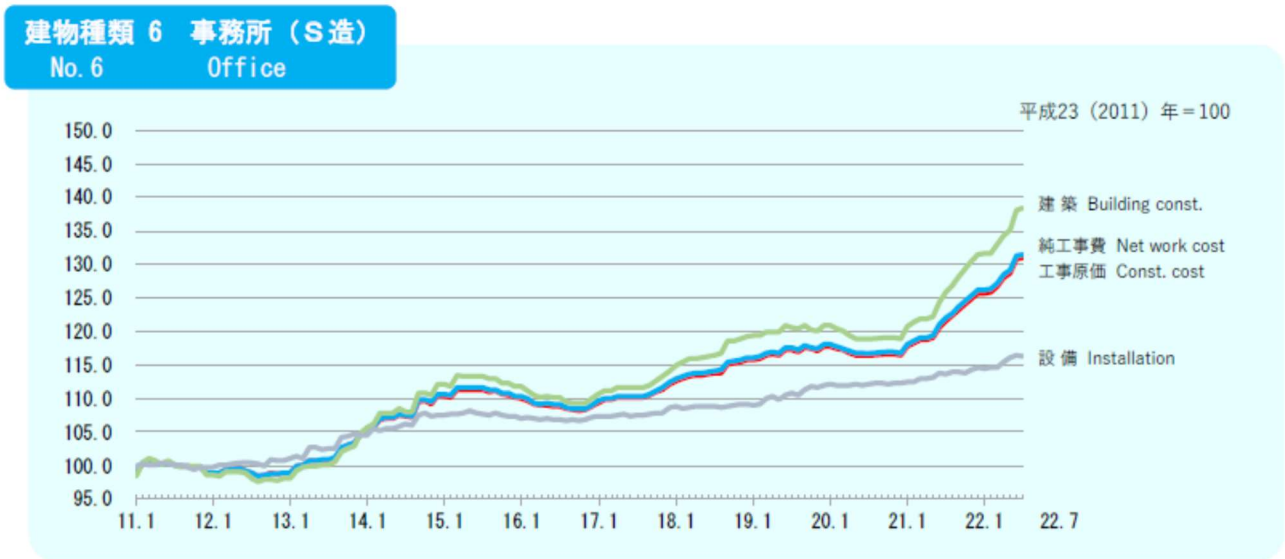

建築工事費上昇のキッカケは、東日本大震災後の復興需要や東京オリンピックに向けた需要増による資材や人件費などの原価高騰が考えられます。2013 年以降は指数が右肩上がりとなっており、東京オリンピックが終わった後も、新型コロナウイルスによる世界的経済への影響や、原油価格高騰による燃料、輸送費のコスト増などにより原価高騰は続いています。また、昨今のウクライナ危機なども加わって今後も原価高騰は続くと思われ、建築工事費は今後も上昇を続けると予想されます。

なお、木造に関しても、ウッドショックなどの影響もあり、同様に上昇している状態です。

（２）投資可能額の見通し

再配置計画では、公共施設の更新に用いる財源（投資可能額）として平成 24 年度（公共施設白書を作成した時点で直近の決算年度）実績より 47 億 2 千万円と設定していました。これは平成 24 年度の普通建設事業費（投資的経費）117 億円の約 40%になります。

一方、普通建設事業費の今後の見通しを第 11 次鳥取市総合計画で確認してみると、以下のグラフの様になり令和 12 年度には約 86 億円と予想しています。そこで、上記の普通建設事業費に対する割合（平成 24 年度の経費割合 40%）が維持されると仮定すると、<u>将来の公共施設の更新に用いる財源は約 34 億 4 千万円</u>となり、現状より低い水準になることが予想され、今後ますます財源の確保が困難になる見通しです。

≪第 11 次鳥取市総合計画　一般会計歳入・歳出の見通し≫

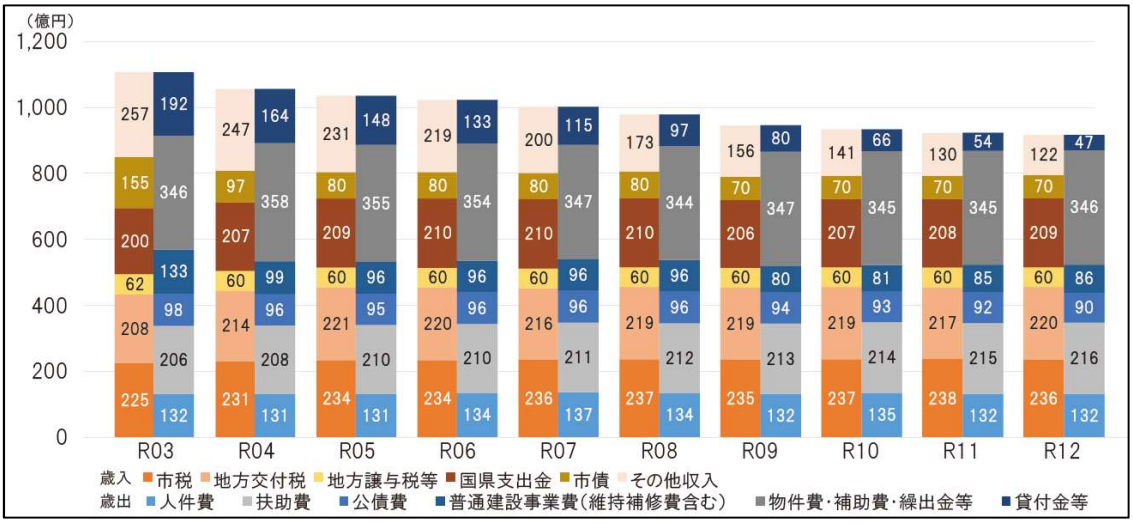

≪平成 24 年度　普通建設事業費の内訳≫　　（億円）

項目	H24
施設へ投じた経費　計（①+②+③）	**47**
教育委員会部局（学校、地区体育館ほか）・・①	32
住宅関係・・②	3
その他施設・・③	12
インフラ（災害復旧費含む）・・④	**23**
その他　計・・・⑤	**47**
普通建設事業費　補助金	12
普通建設事業費　人件費	1
普通建設事業費　用地取得	11
普通建設事業費　その他	23
合計	**117**

道路や上下水道などのインフラはライフラインに直結するので、投資を縮減することは困難です。

一方、公共施設（公共建築物）は、比較的、縮減・効率化が図りやすいと考えられています。

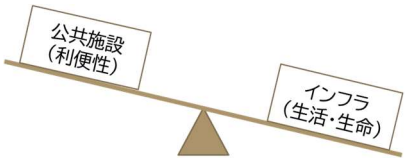

（３）維持管理費を試算（令和元年度決算）

公共施設の管理運営に要している年間経費（人件費は含むものの、減価償却費は除く）は、令和元年度ベースで約 98 億円にも上ります。このことは、前述の普通建設事業費の見込みを想定すると、維持管理経費を縮減することによって必要な公共施設の更新経費を確保するなど、公共施設に関連する経費を一体的に捉えてマネジメントすることが重要であることを示しています。

今後、施設の老朽化が進めば、維持管理（修繕や設備の更新）に関する負担が多く必要になってきます。逆に、早期に施設が廃止または縮小できれば、維持管理に関する負担を軽くできるうえ、削減できた維持管理費用を更新経費に振り替えることもできます。

（４）目標設定の方向性

従来どおり床面積だけを（縮減の）数値目標にすると、総床面積の約 76%を縮減する必要があり、現実的ではありません。

数値目標は、更新経費が不足するという公共施設の更新問題から設定されたものであり、いかに更新経費を縮減するか（限られた財源の中で、いかに必要な施設を維持していくか）がその本質です。

このため、用途廃止や管理手法の見直し等により維持管理経費を縮減していくことや、未利用となった資産を売却するなど、床面積の縮減目標（数値目標）を追うだけでは無く、財政支出（建物に使用できる財源等）の上限を意識し、その中で実現できる計画を検討していかなければいけません。

しかしながら、総量の圧縮は必要なことであり、数値目標は、経営基本方針の数値を継続しますが、再度見直しをするためには、長寿命化等の影響も踏まえたより詳細な施設ごとのライフサイクルコスト（生涯経費）を把握するため、施設情報をまとめたカルテの作成等が必要になります。

「施設更新に要する費用を財政支出可能額内に抑えることを目標とする」

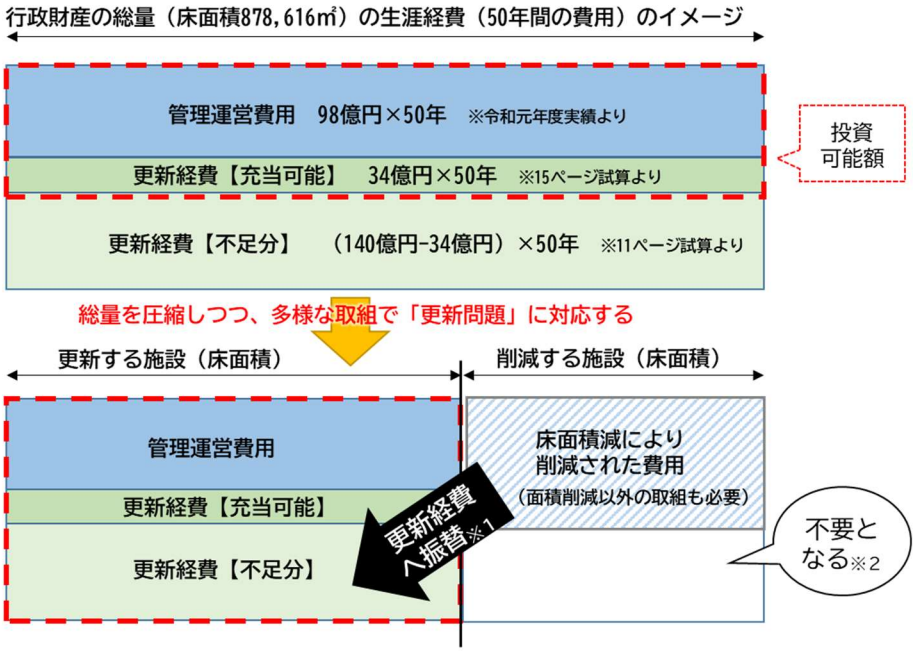

※１　管理運営費用には、公共サービス提供に関する費用も含まれるため、全ての費用が更新経費に振り替えられるわけではありません。
※２　更新経費のうち、解体に係る費用は必要です。

≪概念図　財政と縮減目標の対応関係　鳥取市公共施設再配置の推進に関する意見書より≫

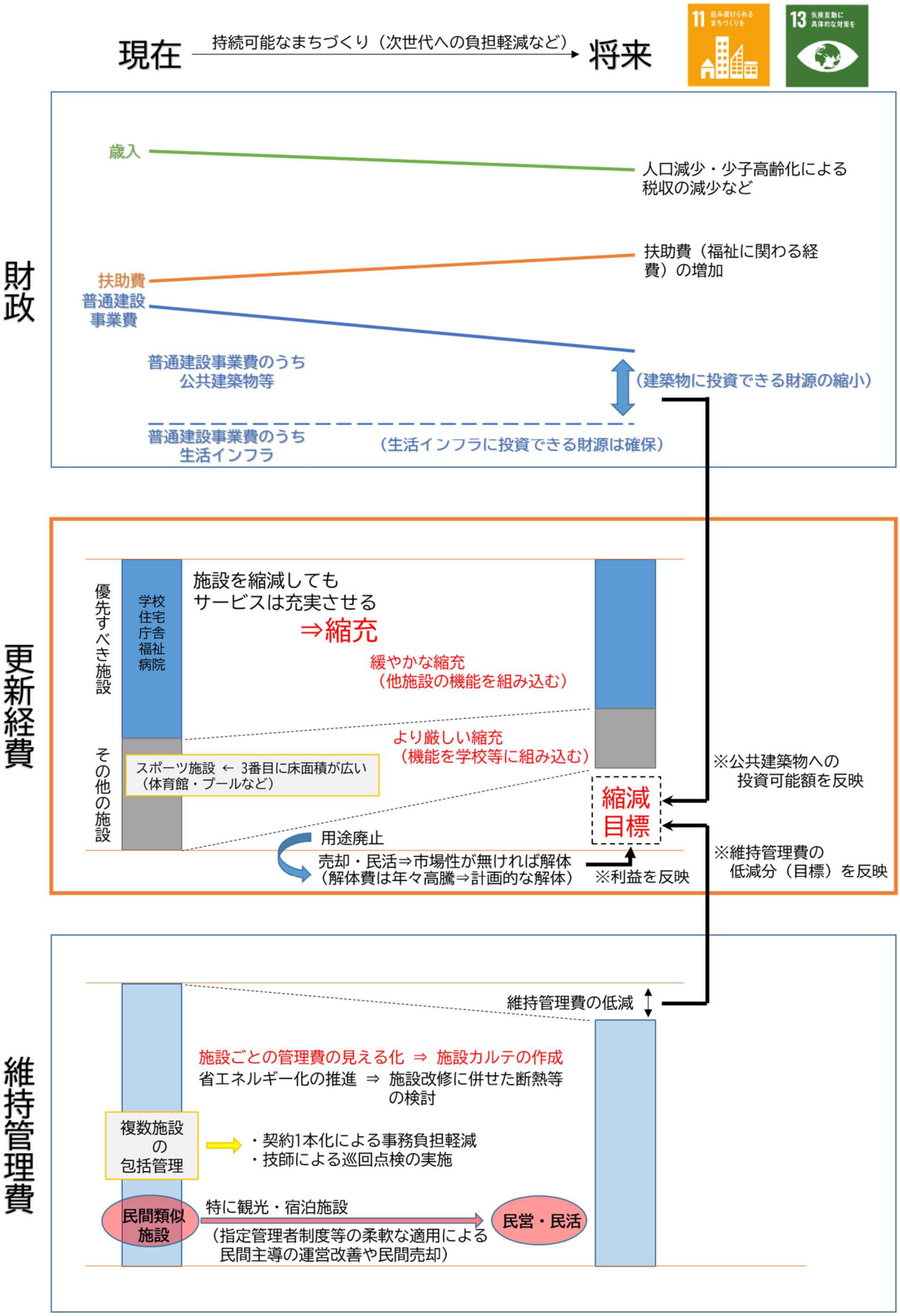

5　鳥取市公共施設再配置の推進について

（１）検討にあたっての基本的な方向性

➢分散と集中

・防災機能や地域づくり機能など、分散的に各地域に残していく機能を検討する

・利用状況を分析し、集約化、複合化といった機能重複の解消手法を検討する

➢安全確保

・限られた財源で施設利用の安全が確保可能な、市として残していく施設の整理を検討する

・効率的で質の高い管理手法の導入を検討する

➢事業のソフト化

・民間施設の利用や、施設を使わない方法でのサービス提供を検討する

※オンライン（ネット）やデリバリー（訪問）によるサービス提供はできないか

・民間ノウハウや資源等の活用が有益と考えられる時は、民間事業者との連携を検討する

・公共施設の設置目的について、経済波及効果など客観的なデータを基に検討する

➢遊休施設の売却等による収益の確保

・売却等の収益を、更新経費に充てられるよう仕組みを検討する

・年々、解体経費は高騰しているため、解体に対する計画を検討する

≪鳥取市公共施設再配置の推進に関する意見書より≫

２．今後、鳥取市が再配置において推進すべき取組

（１）検討の視点

本委員会における議論を通じて、施設数は縮小しつつも機能を充実する「縮充」の考え方を基本とし、これからの時代を見据えた公共施設の在り方を踏まえて、以下の視点を確認しました。

- ✓ 中長期の投資可能額の見極めと、維持管理経費を一体的に捉えた経費縮減
- ✓ 優先的に維持更新を図る施設の選定とその有効活用
- ✓ デジタル技術の進展による施設機能の再検証と規模の縮小
- ✓ 機能とサービス提供を重視した施設再配置
- ✓ 課題解決に向けた民間事業者との連携
- ✓ 脱炭素社会に向けた施設の省エネ対策

≪【検討手法の一例】　「ソフト化」への移行が可能な施設について≫

※平成 29 年 8 月内閣府政策課題分析シリーズ「公共施設等改革による経済・財政効果について」より

本分析では、公共サービスの「ソフト化」とは、サービスの提供行為とそのために要する公共施設の保有という二つの概念に分けた場合、サービスの提供に当たって、政府が施設を所有しないこと、つまり、政府は自ら施設を所有せず、民間施設を借用する、もしくは施設を使わないサービス手段に切り替えるものと定義している。

図表４－２のとおり、主な公共施設全てにおいて、原則として、公共サービスの「ソフト化」を行うことが可能であると、整理している。（設置者等を政府に限定する公共施設はあるが、所有者が民間事業者となることを規定上妨げるものではない）

図表４－１　公共サービスの「ソフト化」の概念図

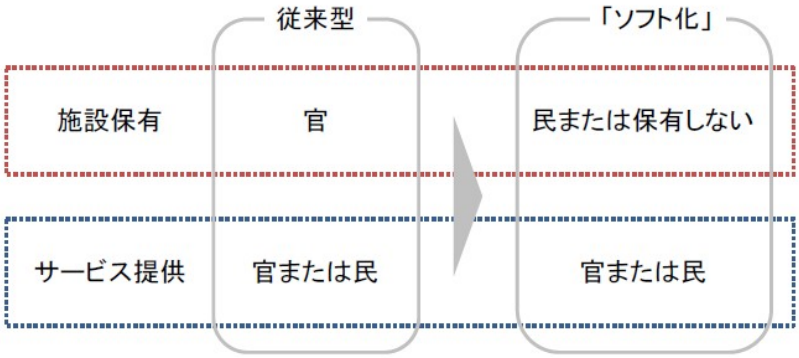

図表４－２　主な公共施設の所有と「ソフト化」の可否

		(1)保有に関する法令上の制限	(2)民間が所有している事例	(3)管轄省庁へのヒアリング結果	ソフト化の可否
①直接行政サービス型	本庁舎	なし	木更津市　市役所庁舎	—	○
	消防施設	なし	那覇市　那覇市西消防署	—	○
②住民自治サービス型	公民館	なし	なし	・事例はないものの、施設の保有者が制限されるものではない	○
	集会施設	なし	民設民営の事例多数あり	—	○
③住民文化サービス型	公会堂・市民会館	なし	杉並区　杉並公会堂	—	○
	博物館	なし	神奈川県　近代美術館	—	○
	図書館	なし	桑名市　桑名市立中央図書館	—	○
	児童館	なし	民設民営の事例多数あり	—	○
④住民健康福祉サービス型	体育館	なし	民設民営の事例多数あり	—	○
	保健センター	なし	なし	—	○
	隣保館	なし	なし	—	○
⑤住民健康福祉サービス型	病院	なし	八尾市　八尾市立病院	—	○
	診療所				
⑥教育・保育サービス型	小学校	なし	なし	・施設の保有者の制限はない ・学校設置基準を満たし、継続性が担保される必要がある	○
	中学校				
	保育所	なし	民設民営の事例多数あり	—	○
⑦その他	公営住宅	なし	徳島県　県営住宅	—	○
	都市公園	なし	東京都　和田堀公園	—	○

（２）施設分類別の“現状・課題”と“方向性”

鳥取市公共施設の経営基本方針では、市民アンケートの結果や社会情勢等（行政としてのサービス提供の必要性、民間施設との競合状況など）を踏まえ、施設分類別に「現状と課題」を整理して、それぞれの「方向性」についてまとめました。

今回、公共施設全体の再配置を検討するにあたり、最新の現状等を把握すべく、令和３年度末を基準として、内容の時点修正を行いました。

市全体で、縮減目標（延床面積にして 29%を削減するという目標）を達成するため、この施設分類別の方向性をもとに、施設のあり方見直しを検討し、再配置の取組を進めて行きます。

全施設分類における共通の方向性

１．民間活力（施設・資金）の活用を含め、公共施設のライフサイクルコスト縮減につながる手法を検討します。

２．一定の区域に含まれる類似用途の施設は統合・集約化（ブロック化）を検討します。

３．１施設１機能の考え方を見直し複合化・多機能化を検討します。

※施設分類は再配置基本計画に合わせて修正しています。

※「現時点の市における基本的な方向性（考え方）」を示すもので決定事項ではありません。

施設分類		現状・課題等	方向性
行政施設	市庁舎	（現状） ・本庁舎は、大地震時でも庁舎機能の継続使用が可能になるよう免震構造を採用し、防災拠点として災害対策本部室を設けています。 ・複数の建物に分散されていた機能を本庁舎へ集約し、市民サービスの一層の向上を目指しています。 ・駅南庁舎は閉店した大型小売店舗を改修（H16）して活用しています。 ・駅南庁舎は、図書館や放送大学、民間ｽﾎﾟｰﾂｸﾗﾌﾞなどとの複合施設になっています。 （課題等） ・中核市移行による保健所改修（R1）もしていますが、改修していない設備等の老朽化が進んでいます。（耐震性あり）	→行政サービスの提供の場、全市的な防災の拠点として長期間にわたってサービス・機能を確保します。 →行政サービスの充実とあわせ、多機能化を図り、稼働率の高い施設をめざします。 →永年的に維持・保有する施設として、特に長期的な視点からライフサイクルコスト縮減に努めます。
	総合支所	（現状） ・市町村合併前の旧自治体単位に設置され、防災拠点として災害対策支部の設置場所に位置付けられていま	→行政サービスの提供の場、地域防災の拠点施設としてサービス・機能を確保します。 →サービスを提供するために

		す。 ・窓口対応の件数が少なく、余剰スペースがある支所もありますが、住民生活を支える地域拠点としての役割があります。 （課題等） ・鹿野町総合支所の敷地が借地となっており、年間約 380 万円の借地料が発生しています。 ・福部町総合支所は河川氾濫時における浸水の危険、用瀬町総合支所は土石流の警戒区域内となっています。	必要な規模を確保します。 →複合化・多機能化などを検討します。
	防災関連施設	（現状） ・火災や災害に備え、“消防格納庫”を消防団の分団ごとに設置しています。 ・設置にあたっては消防団と連携を図りながら進めています。 ・火災に備え、“小型動力消防ポンプ格納庫”が設置されている自主防災会もあります。 （課題等） ・これまでは格納庫の機能のみが求められましたが、今後は迅速な活動体制をとるための待機機能も求められます。	→地域に必要な防災機能を確保します。 →規模・数量等については消防団分団や自主防災会の状況をふまえ適宜見直します。
	水防倉庫	（現状） ・水災害に備え、水防資機材を格納するため設置しています。 ・設置にあたっては水防団（消防団）と連携を図りながら進めています。	→地域に必要な防災機能を確保します。 →規模・数量等については水防団（消防団分団）の状況をふまえ適宜見直します。
地区集会施設	地区公民館	（現状） ・地域コミュニティの拠点・生涯学習の場として各地区に一施設ずつ設置しています。 ・地域の防災拠点となっています。 ・小学校を転用したものや複合施設など、施設の構造及び建物所有は様々です。 （課題等） ・耐震化済ですが、躯体の老朽化が進行している施設があります。 ・現在は、地区内住民の無料利用が原則ですが、利用可能範囲の拡大に向けて検討しており、民間事業者の利用や収益事業も可能とする予定です。 （営利の場合は施設使用料を徴収）	→協働のまちづくりを進める地域の拠点として利用制限を緩和して更なる有効活用を図ります。 →更新時には近隣施設との複合化や周辺施設への移転などを検討します。 →単独で更新する際はダウンサイジングや既存施設の活用（移転）を検討します。 →まちづくりや防災の拠点施設として、公民館の役割（機能）を維持する必要があります。

	老人憩の家	（現状） ・老人の心身の健康増進を設置目的としています。 ・地元が管理を行っています。 ・1 施設の延床面積は地区公民館より小さなものがほとんどです。 ・集会所等と併せ、複数施設が近接している場合があります。	→公共施設の整理・統廃合に関する方針に沿って、地元等への譲渡を検討します。 →行政による更新を行いません。
	集会所等	（現状） ・設置目的（農林振興関係、地域活性化関係、生活改善関係など）は異なるものの、機能が類似している施設が多くあります。 ・複数施設が近接している場合があります。 ・「鳥取市有施設の民間等への譲渡に関する取扱い方針」に沿って、地元譲渡を進めています。 ・1 施設の延床面積は地区公民館より小さなものがほとんどです。 ・地元が光熱水費を負担しています。 （課題等） ・老朽化が進んでいます。	→地元等への譲渡を進めます。 →地元譲渡できない場合、他団体による利活用（転用）や解体等を検討します。 →行政による更新を行いません。
広域集会施設	広域集会施設（ホール）	（現状） ・建物・設備は、老朽化が顕著になっており、更新の時期を迎えています。 ・機能や規模は、県施設や民間施設等との重複が見られます。 ・利用者数は、緩やかな減少傾向となっています。 （課題等） ・駐車場は、収容人数に比べて台数が不足しています。 ・バリアフリー対策は、建物の構造上、限界があります。 ・耐震性に問題がある施設が見られます。 ・規模が大きいほか、特にホール施設は設備も特殊なため、今後の更新、改修等に多くの費用の発生が見込まれます。	→他の施設との機能分担による効率化をめざします。 →市域全体のバランスに配慮した再配置をめざします。 →統合・複合化による総量の縮減、稼働率の向上をめざします。 →民間の資金やノウハウを活用した整備・運営による利便性の向上をめざします。 →バリアフリーに配慮した整備・運営による快適性の向上をめざします。
社会教育施設	社会教育施設（ｺﾐｭﾆﾃｨｾﾝﾀｰ）	（現状） ・地域コミュニティの拠点として地域のイベント等で利用されています。また、地域外や市外の者も利用できる施設となっています。 ・一部の施設においては指定管理者制度を用いて運営・管理を行っており、	→公民館の幅広い活用に向けた検討の進捗を踏まえ、施設の廃止や他の施設との複合化や機能移転の検討を行います。

		一定程度の利用がありますが、その他の施設においては、地域内での利用に留まっています。 ・一部の施設においては、地区公民館の機能が併設されています。 （課題等） ・ほとんどの施設で老朽化や設備の耐用年数の超過が進んでいます。また、耐震性に問題がある施設もあります。	
人権福祉施設	人権福祉施設	（現状） ・福部・鹿野・青谷地域には設置されていません。 ・中央人権福祉センター（人権交流プラザ）は市全域から利用があり、利用者は増加傾向にあります。 ・その他の人権福祉センターの利用者数は、ほとんどが横ばいか減少傾向にあります。 ・相談件数は増加していますが、貸館利用は多くありません。 （課題等） ・生活・人権に関する相談業務を行う場として必要性が高まることが考えられます。	→人権福祉・啓発の拠点としてサービスを確保します。 →地域の実情等をふまえ、適宜サービス内容の見直しを検討します。 →複合化などを検討し、稼働率の向上を図ります。 →各地域の現状や補助制度等を考慮しつつ、機能を確保します。
文化学習施設	博物館・資料館	（現状） ・新型コロナウイルス感染症の拡大により入館者数は落ちこんだものの、回復傾向にあります。 ・老朽化が進んでおり、優先順位をつけながら修繕を行っています。	→可能な限り民間による運営を促し、サービスの向上を図ります。 →旧自治体単位を越えた広域化でのサービス充実を図ります。 →費用対効果を含めサービス提供のあり方を検討します。 →因幡万葉歴史館については他施設との複合化等を検討します。
	民俗資料館	（現状） ・小規模施設となっています。 ・茅葺き屋根など、特色ある施設があります。 ・展示内容は、旧自治体単位のものに限定されています。 ・無料で観覧できます。 ・利用者数が著しく少ない施設です。 （課題等） ・老朽化が進んでいます。	→大規模改修や建替えが必要となった施設や稼働率が低い施設においては、存廃について検討します。 →他施設との複合化等を検討します。 →行政による更新を行いません。

	展示館等	（現状） ・小規模施設となっています。 ・展示内容は、旧自治体単位のものに限定されています。 ・無料で観覧できます。 ・新型コロナウイルス感染症の拡大により入館者数は落ちこんだものの、回復傾向にあります。 ・県の青谷上寺地遺跡のガイダンス施設が新しく建設中です。（青谷上寺地遺跡展示館は、令和 5 年度中に閉館します。） （課題等） ・老朽化が進んでいます。	→可能な限り民間による運営を促し、サービスの向上を図ります。 →旧自治体単位を越えた広域化でのサービス充実を図ります。 →費用対効果を含めサービス提供のあり方を検討します。 →大規模改修や建替えが必要となった施設や稼働率が低い施設においては、存廃について検討します。 →他施設との複合化等を検討します。 →行政による更新を行いません。
生涯学習施設	図書館	（現状） ・鳥取（中央）・用瀬・気高地域に整備し、その他の地域は、コミュニティセンターに図書室を併設しています。 ・中央・用瀬図書館は市庁舎等との複合施設であり、気高図書館は単独の建物となっています。 ・施設での図書貸出サービスに加え、移動図書館車が巡回しています。 ・中心市街地内に市中央図書館と県立図書館が設置されています。 （課題等） ・利用者層や利用者数（貸出冊数）の把握に基づくサービスの向上及び、費用効率の向上を図っていく必要があります。	→今後もサービス・機能を確保します。 →移動図書館車の活用や県立図書館との連携など、更なるサービスの向上を図ります。 →費用対効果を含め、サービス提供のあり方を検討します。 →他施設との複合化等を検討します。
	文化センター	（現状） ・生涯学習の拠点施設として、また、文化・芸術の振興施設として多くの市民に活用されています。 ・貸会議室や中規模のホールも備えており、文化芸術の側面でも有効活用されています。 ・指定管理者制度を用いて施設の管理・運営を行っています。 （課題等） ・施設の老朽化や、一部の設備について耐用年数の超過が進んでいます。	→「文化施設のあり方」検討の状況を踏まえて複合化や機能移転等を検討します。
スポーツ施設	体育館	（現状） ・市域全体に設置されていますが、全ての地区に設置されているものではありません。 ・廃校となった旧小学校の体育館も含	→学校体育館の活用も含め、施設の複合化・集約化など、再配置の検討を行います。 →施設の大規模改修や建替が必要となった場合は、存廃に

		まれています。 ・Ｂ＆Ｇ海洋センター、農林漁業者トレーニングセンターなど設置目的が異なる体育館や学校体育館など、機能の類似した施設が隣接している場合があります。 ・学校体育館については、新たに導入したスマート予約システムにより全小中学校が利用可能となっており、年間約 40 万人の利用があります。 ・県有施設と機能が重複しています。 ・スポーツでの利用に限らず地域の敬老会等の地域イベントでも活用されています。 ・施設により利用者の範囲や利用者数に大きな差があります。 （課題等） ・老朽化が進み、耐震性が不十分な施設が多くあります。	ついて検討します。 →再配置の検討にあたっては、県有施設も含め、地域の理解や地域間の公平性、市域全体としてのバランスを考慮しながら検討を行います。
	スポーツ施設	（現状） ・市域を越えた地域からの利用がある施設もあり、いずれの施設についても一定程度の利用が見込まれます。 ・県有施設との重複が見られ、プールは、民間事業者との競合が見られます。 ・人口減少や少子高齢化により将来的な稼働率は減少することが想定されます。 （課題等） ・施設の老朽化や設備の更新の必要性が増しています。	→県有施設や他自治体の施設を含めた複合化や機能移転等の検討を行います。 →他に類似する施設が無い場合は、中長期的な修繕計画を策定したうえで適宜、必要な改修を行います。 →施設の設置目的に限らず多面的な活用の検討を行い稼働率の向上を図ります。
保育園	保育園（幼稚園）	（現状） ・公立園が 22 園、公設民営園が 1 園、民間資本が運営する私立園が 18 園、認定こども園が 14 園、地域型保育事業所が 12 園あります。 ・河原・鹿野地域の公立幼稚園は幼保一体化の施設となっています。 ・福部地域の公立幼稚園は幼・小・中と一体化の施設となっています。 ・指定管理者制度を導入した施設や、民間譲渡した施設があります。 ・全体として、入所ニーズに応える定員数は確保しています。 ・少子化の影響で、市内全体の入所児童数は減少傾向です。 （課題等） ・年度初めの 4 月時点では待機児童は	→地域の保育需要や人口動態、配置バランスに配慮し公私立園の配置を検討します。 →少子化を背景とした園児数の推移や地域の実情をふまえ、園の統合などを検討します。 →多様化する保育ニーズに沿った保育を提供できるよう整備支援等を進めていきます。 →職員の確保や適正配置による受け入れ体制の強化に努めます。

		発生していませんが、年間通しての入所者希望の全てを受入れることが困難であり、年度途中では待機児童が発生しています。 ・年度途中での職員確保が困難です。 ・保育士の成り手が減少しています。 ・入所希望は地域によって差があり、中山間地域等の保育園においては入所児童数の減少から、定員の空きが生じています。	
児童福祉施設	児童館	（現状） ・利用者の多い施設と少ない施設の二極化が進んでいます。 （課題等） ・老朽化が進み、修繕や改修に多額の経費が発生します。 ・耐震性が低い施設が 3 施設あります。 ・閉館状態になっている児童館もあります。	→利用者の増加や稼働率の向上を図ります。 →必要性が低い施設については、用途転用や地元譲渡等を検討します。 →行政による更新を行いません。
	放課後児童クラブ	（現状） ・市内 39 小学校区、4 義務教育学校区のうち、40 校区において事業を実施（開設）しています。 ・専用施設を有するものは全 76 クラブ中 19 クラブとなっています。 ・専用施設のあるクラブに入級する児童は、放課後児童クラブを利用する全児童の約 3 割となっています。 ・公民館との併設・学校の余裕教室・その他の公共施設での開設など、様々な形態となっています。 ・専用施設の利用者数の増減はクラブによって異なっています。 （課題等） ・国は「学校施設を徹底的に活用すること。既に小学校外で実施している場合でもニーズに応じて余裕教室等を活用することが望ましい」としており、より一層学校との連携、調整が必要となっています。 ・受入学年が 6 年生までに広がり、利用希望者の増加が見込まれます。	・今後のニーズ増加が見込まれる施設であり、サービスの拡充を検討します。 ・ニーズにあった規模を確保します。 ・学校施設内の配置を基本として検討します。 ・学校と利用時間帯を分けて普通教室を含む学校施設を共用し、既存施設の有効活用を図ります。
	児童発達支援センター	（課題等） ・耐震基準は満たしているが、施設機能の陳腐化が進んでおり、補修が必要となってきています。 ・定員以上の入所希望者があり、待機児童が出ています。	・利用者のニーズに基づき、今後もサービス・機能を確保します。 ・サービスを提供するために必要な規模を検討します。

	母子生活支援施設	（現状） ・指定管理者制度を導入しています。 （課題等） ・耐震基準は満たしているが、老朽化により補修が必要となってきています。	・適宜、必要な修繕を行います。 ・利用者のニーズに基づき、今後もサービス・機能を確保します。 ・サービスを提供するために必要な規模を検討します。
高齢者支援施設	入所型施設	（現状） ・指定管理者制度を導入しています。 （課題等） ・団塊世代の高齢化によって利用者が増えることが見込まれます。 ・老朽化により建物、設備などに不具合が発生している施設があり維持管理が難しくなっています。	→利用者のニーズに基づき、今後もサービス・機能を確保します。 →利用者の推移（見込み）をふまえ規模を検討します。 →民間による設置を検討します。
	通所型施設	（現状） ・指定管理者制度を導入しています。 （課題等） ・老朽化により建物、設備などに不具合が発生している施設があり維持管理が難しくなっています。 ・団塊世代の高齢化によって利用者が増えることが見込まれます。 ・借地に整備された施設があります。	→利用者のニーズに基づき、今後もサービス・機能を確保します。 →単独で更新する場合、施設総量の縮減目標をふまえ、規模を検討します。
障がい者支援施設	障がい者支援施設	（現状） ・現在、保健施設の機能を有していません。 ・コロナ禍にあっても、プールや会議室利用者は一定数あり、障がい者を支援するため、今後も必要性が高い施設と考えられます。 （課題等） ・建築から 20 年以上が経過しているため、機器更新や壁面修繕など建物の維持改修費用がかさんでいます。	→利用者のニーズに基づき、今後もサービス・機能を確保します。 →サービスを提供するために必要な規模を検討します。
保健・医療施設	総合福祉センター	（現状） ・福祉関係の団体が入居しており、福祉の拠点施設となっています。 ・高齢者福祉センターとの複合施設となっています。	→利用者のニーズに基づき、今後もサービス・機能を確保します。 →他の既存施設の活用を検討します。 →単独で更新する場合、施設総量の縮減目標をふまえ、規模を検討します。
	保健センター	（現状） ・社会福祉協議会が同居している施設が多くみられます。 ・旧自治体エリアを越えた範囲を担当する鳥取東保健センターを設置しま	→利用者のニーズや利用頻度等を考慮し、今後もサービス・機能を確保します。 →複合化や多機能化など稼働率の向上を図ります。

		した。 （課題等） ・どの施設も老朽化が進み、年々修繕費用を要しています。そのため、今後の施設のあり方についての検討が必要です。 ・借地（民有地）に設置している施設があります。	→サービスを提供するために必要な規模を検討します。 →旧自治体単位をこえた施設のバランスよい配置を検討します。 →予防的な成人保健事業に向けて地域に出向く形でのサービス転換を目指します。
	医療施設	（現状） ・民間医療の空白地帯における公営の医療機関として佐治町国民健康保険診療所（医科、歯科）を設置しています。 （課題等） ・今後、地域の人口減少が進む中で診療報酬の減少が懸念されます。 ・借地（民有地）に設置しており借地料が発生しています。	→地域の実情にあわせ、サービスを提供するために必要な規模を検討します。
産業振興施設	公設地方卸売市場	（現状） ・生鮮食料品の取引の適正化や流通の円滑化を図り、地域の食の安定に資することを目的に設置しています。 ・東部圏域に類似施設はなく、圏域全体からの利用があります。 ・指定管理者制度を導入しています。 ・管理棟以外の光熱水費等は各事業者が負担しています。 ・令和 7 年度中の全面供用開始を目標に現在地での建替えにより、施設の機能高度化、適正規模化を目的とする整備に着手しています。 （課題等） ・取扱量が減少傾向ではありますが、需要の確保が必要であり、消費者から信頼される品質の確保が可能な機能を充実させる必要があります。	→再整備事業を実施しており、目標どおりの全面供用開始を目指します。 →流通の拠点施設として、必要な機能を確保します。 →民間事業者のノウハウ等を活用し、ライフサイクルコストの低減に努めます。
	特産品加工販売施設	（現状） ・地場産業の振興、農村部における農産物加工品の研究開発等を目的として設置しています。 ・指定管理者制度を導入しています。 ・施設利用者は横ばいまたは減少傾向にあります。 （課題等） ・館内設備（空調、厨房機器等）の老朽化が進行しています。	→費用対効果を含めサービス提供のあり方を検討します。 →大規模改修や建替えが必要となった場合や稼働率が低い施設においては、存廃について検討します。

	駐車場	（現状） ・中心市街地内に整備されています。 ・民間の類似施設が周辺にありますが、周辺の公共施設の駐車場不足を補う機能を有しています。 ・指定管理者制度（利用料金制）を導入しています。 ・利用者は横ばいまたは増加傾向にあります。	→現在と同じく民間事業者による運営とします。 →利用者の増加や稼働率の向上を図ります。 →大規模改修や建替えが必要となった場合、存廃について検討します。
	駐輪場	（現状） ・ＪＲ鳥取駅を利用する者をメインとした駐輪場となっています。 ・類似施設は周辺にありません。 ・指定管理者制度（利用料金制）を導入しています。 ・借地に整備しています。（約 444 万円/年） ・ＪＲ鳥取駅高架下を利用した施設であり、耐震性に問題はありません。 ・利用者は減少傾向にあります。	→現在と同じく民間事業者による運営とします。 →利用者の増加や稼働率の向上を図ります。 →大規模改修や建替えが必要となった場合、存廃について検討します。
農業振興施設	農業振興施設	（現状） ・指定管理者制度を導入している施設があります。 ・利用者は限定的であり、収益を生む施設もあります。 ・「鳥取市有施設の民間等への譲渡に関する取扱い方針」に沿って、地元譲渡を進めています。 （課題等） ・館内設備（厨房機器等）の老朽化が進行しています。	→地元等への譲渡を進めます。 →行政による更新は行いません。 →施設の大規模改修や建替が必要となった場合や施設利用が無くなった場合は、存廃について検討します。
	農機具保管施設・共同作業施設	（現状） ・施設同士が近隣に設置されていることもあります ・大規模な施設として、広域育苗施設や野菜栽培施設、水耕栽培施設などがあります。 ・地元が維持管理を行っている施設がほとんどです。 ・「鳥取市有施設の民間等への譲渡に関する取扱い方針」に沿って、地元譲渡を進めています。	→地元等への譲渡を進めます。 →行政による更新は行いません。 →施設の大規模改修や建替が必要となった場合や施設利用が無くなった場合は、存廃について検討します。
観光・保養施設	観光施設	（現状） ・各地域に広く立地されています。 ・砂の美術館は他施設と比較して多くの来場（利用）者があります。	→民間施設や類似施設とのサービス内容を比較し、民間のノウハウ等を活用することで、サービスの向上を図りま

		・ほとんどの施設に指定管理者制度を導入しています。 ・多くの施設で利用者は横ばいか減少傾向にあります。 （課題等） ・1990 年代に設置された施設が多く老朽化が進行しています。 ・利用者１人あたりの指定管理料（公費負担）が 1,800 円を超える施設があります。 ・一部の施設が借地に設置されています。	す。 →利用者の増加（利用者層の拡大）や稼働率の向上を図り、地域の活性化等に寄与するよう努めます。 →稼働率が低い施設においては、早期に民間譲渡や用途転用などについて検討します。 →大規模改修や建替えが必要な場合は、サービス提供の必要性を考慮し、存廃について検討します。
	文化財	（現状） ・仁風閣、旧美歎水源地水道施設は国指定重要文化財に指定されています。城下町とっとり交流館は、国登録有形文化財です。 ・上記 3 施設は指定・登録文化財の建造物を公共施設として利用しているものです。建物は恒久的に保存する必要があり、定期的な保存修理費等維持費を要しています。 ・新型コロナウイルス感染症の拡大により入館者数は落ちこんだものの、回復傾向にあります。 （課題等） ・城下町とっとり交流館は、借地に設置されています。	→仁風閣は経年劣化による保存修理のため令和 5 年中に休館し、令和 6 年度より修理工事に入ります。令和 10 年にリニューアルオープン予定です。 →文化財建造物の利用を通して、文化財保護意識の向上を図り、地域の活性化等に寄与するよう努めます。 →イベント等で民間と連携し、郷土愛の醸成を図りつつ地域アイデンティティを高め、交流人口の拡大につなげます。
	宿泊施設	（現状） ・市街地から中山間地域まで広く整備されています。 ・民間の施設と類似、重複している施設も多くあります。 ・ほとんどの施設に指定管理者制度を導入しています。 ・ほとんどの施設で利用者は減少傾向にあります。 （課題等） ・新しい施設は少なく、老朽化の進行している施設が多くあります。 ・耐震性に問題がある施設が見られます。 ・借地に設置している施設があります。	→民間のノウハウ等を活用し、利用者の増加（利用者層の拡大）や稼働率の向上を図り、地域活性化等に寄与するよう努めます。 →稼働率が低い施設や、民間と競合している施設においては、早期に民間譲渡や用途変更などについて検討します。 →大規模改修や建替えが必要となった場合は、行政による更新を行わないことを前提として、地元と合意形成を図りつつ存廃について検討します。
	日帰り温泉施設	（現状） ・中山間地域に整備されています。 ・民間の施設と類似、重複している施設もあります。	→民間のノウハウ等を活用し、利用者の増加（利用者層の拡大）や稼働率の向上を図り、地域活性化等に寄与するよ

		・ほとんどの施設に指定管理者制度を導入しています。 ・ほとんどの施設で利用者は減少傾向にありますが、増加している施設もあります。 （課題等） ・新しい施設は少なく、老朽化の進行している施設が多くあります。	う努めます。 →サービス内容が民間と競合しており、早期に民間譲渡や用途変更などについて検討します。 →大規模改修や建替えが必要となった場合は、行政による更新を行わないことを前提として、地元と合意形成を図りつつ存廃について検討します。
公営住宅	公営住宅	（現状） ・各地域に幅広く整備されています。 ・居住機能としては、特に鳥取地域において民間施設と重複しています。 ・修繕費は近年 8,300～8,700 万円/年で推移しています。 ・老朽化している施設と新しい施設があります。 （課題等） ・建築時期のピークが 2 回あり、公共施設全体のピークとほぼ同じになっています。 ・R3 年度の入居倍率は 1.4 倍で募集した住宅はほぼ入居しているが、退去住宅戸数のほうが多い傾向があり、空き部屋もあります。	→将来推計人口、世帯総数等を踏まえた市営住宅の需要の見通しに応じた必要管理戸数の管理を行います。 →現在の入居世帯数を確保しつつ将来的なファシリティマネジメントとして、施設の統廃合・規模縮小など最適な管理を図ります。 →建替えが必要となった場合、民間活力を活用した住宅供給を検討します。
学校関連施設	小学校	（現状） ・児童数の減少等を踏まえ、統合が実施されてきました。 ・義務教育学校として、湖南学園・福部未来学園・鹿野学園・江山学園が設置されています。 ・施設の耐震化は完了しています。 ・気高地域で小学校統合の議論が行われるなど、各地域において学校のあり方を考える協議が進められています。 （課題等） ・１学年につき１学級しかなく、クラス分けができない学校や、学級規模が基準以下で、複式学級を設置することを余儀なくされている学校が複数あります。また、その数も今後増加すると考えられます。 ・一部借地に設置しています。	→規模の適正化や機能の複合化など、これまでの本市の方針及び文部科学省の方針に基づき施設のあり方を検討します。 →児童数の減少によって生じる空きスペースは、必要な措置をしつつ複合化等を図ります。 →児童数の減少による統合等を検討します。

	中学校	（現状） ・生徒数の減少等を踏まえ、統合が実施されてきました。 ・施設の耐震化は完了しています。 ・民間事業者によって中高一貫校が新設されています。 ・一部の中学校区においては、新たな都市計画や住宅開発等によって、生徒数が一時的に増加します。ただし、中長期的に見るとすべての校区で生徒数の減少が見込まれています。 （課題等） ・一部借地に設置しています。	→規模の適正化や機能の複合化など、これまでの本市の方針及び文部科学省の方針に基づき施設のあり方を検討します。 →生徒数の減少によって生じる空きスペースは、必要な措置をしつつ複合化等を図ります。 →生徒数の減少による統合等を検討します。
	学校給食センター	（現状） ・現在 8 ヵ所のセンターが稼働しています。 ・公募型プロポーザル方式により選定された事業者が調理業務を受託しています。 ・施設の管理・運営については、市直営で行っています。 ・今後の児童生徒数、小中義務教育学校数の推移等は減少傾向が想定されています。 （課題等） ・大部分の施設が 30 年以上経過し、躯体の老朽化はもとより、多くの設備が既に更新時期を迎えており、施設・設備の双方ともに大規模な改修や更新等の対応が求められています。	→鳥取市学校給食整備基本計画を策定し、8 ヵ所の給食センターを、2～3 ヵ所に統合する予定であり、持続可能な機能の確保を目指します。 →民間の活力を使い、より効率的な給食提供を検討していきます。 →生徒数の減少を踏まえた、適切な規模を検討します。
公園施設	公園施設	（現状） ・全市に幅広く整備されています。 ・トイレなど簡易な建築物が多くなっています。 ・施設の設置目的上、民間での設置は難しいと考えられます。 （課題等） ・老朽化の進んでいる施設が見られます。	→今後も必要な機能は確保します。 →大規模改修や建替えが必要となった場合、存廃について検討します。
環境関連施設	浄水施設	（現状） ・水道局に移管しており、対象外施設となります	―
	可燃物処理施設	（現状） ・鳥取県東部広域行政管理組合が、新可燃物処理施設を整備し、既存の市の施設は廃止となります。 ・国府町クリーンセンターには、鳥獣減容化施設（設備）が設置されています。	→処分（解体等）について、計画的に進めます。

その他施設	その他施設	（現状） ・他の分類に含まれない施設です。 （課題等） ・老朽化した施設が多くなっています。	→大規模改修や建替えが必要な場合は、サービス提供の必要性を考慮し、存廃について検討します。 →基本的に行政による更新は行いません。
	民間活用中の施設	（現状） ・民間に貸出し地域活性化等に活用している施設もあります。 ・貸付は、施設全体を使用している施設があります。 （課題等） ・老朽化した施設が多くなっています。 ・耐震性や安全性に問題がある施設が見られます。	→管理運営は利用者責任とし、より自由度の高い施設運営を促します。 →可能な限り譲渡等を行い、利用者にとって自由度の高い施設とします。 →行政による更新は行いません。
	未活用施設	（現状） ・地元を中心に利活用を検討している施設があります。 （課題等） ・利用していない施設においても、管理費や危険防止に関する処置費用が生じています。 ・借地に設置している施設があります。 ・利活用方針が未定の施設については、できるだけ早期に活用または処分の方針を定めていく必要があります。	→地域活性化等につながる活用を検討します。 →活用の目途が立たない施設は、中長期的な視点から処分の方針を早期に検討します。 →行政による更新は行いません。

（３）検討に必要な情報の整理と把握

施設のあり方について、公共サービスを維持・向上させつつ（充実させつつ）総量を縮減していくためには、様々な根拠となる情報が必要となります。そして、公共施設ごとの現状やコスト情報等について「見える化」し、市民と意識共有を図るために「施設カルテ」を整備することが重要です。

なお、施設カルテは、意識共有だけでは無く、庁内の部局を超えた連携（予算配分のための部局を越えた優先順位付け等）や、民間事業者による民間提案、公共施設のあり方について市民が議論する際の検討材料としても活用できます。

≪概念図　取組を進めるプロセス　鳥取市公共施設再配置の推進に関する意見書より≫

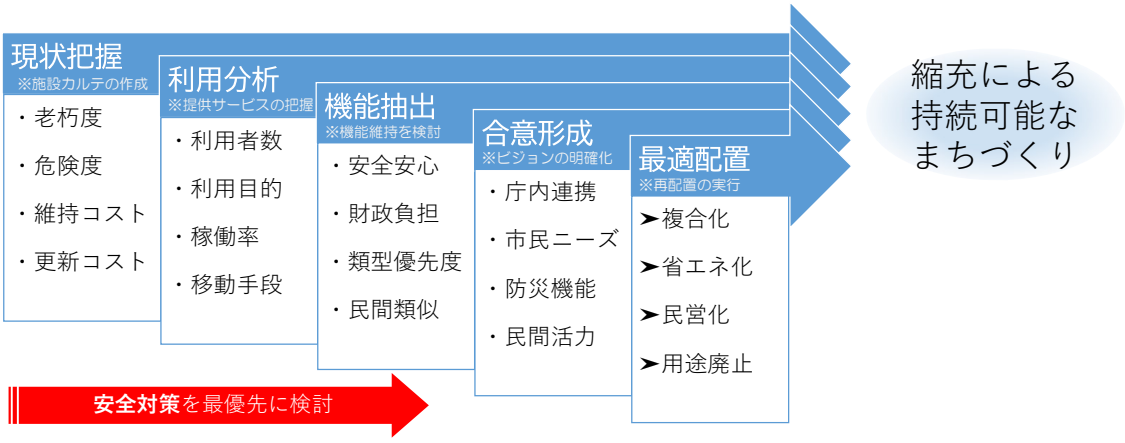

➢公共施設カルテのイメージ

施設カルテ　　令和　年度

施設名称		施設番号	
所在地		財産区分	
敷地地番		施設分類	
根拠法令		施設細分類	
設置目的		施設所管課	

【建物情報】

法定耐用年数	
建築年	
建物構造	
階数	
耐震性能	
Is値	
耐震対応	
延床面積	
避難所指定	
防災備蓄用品	
自家発電設備	

【敷地情報】

敷地面積	
借地面積	
借地料	
用途地域	
建ぺい率	
容積率	
防火指定	
土砂災害	
浸水想定	
日影規制	
景観規制	

【施設外観】

【運営情報】

管理形態	
指定管理者	
指定管理期間	
開館時間	
定休日	
利用者数	

【設備・バリアフリー情報】

エレベーター	
出入口の段差	
多目的トイレ	
オストメイト対応トイレ	
省エネ設備の有無	
駐車場	

【費用】

維持管理費	
人件費	
物件費	
（うち光熱水費）	
経費	
（うち指定管理料）	
減価償却費	
維持補修費	
費用合計	

【収益】

施設利用料	
業務関連収益	
収益合計	

【行政コスト】

費用合計－収益合計	

【負担額】

利用者１人あたり負担額	
市民１人あたり負担額	

➤公有財産台帳データより床面積や施設数を出力し、取り組みを検討するイメージ

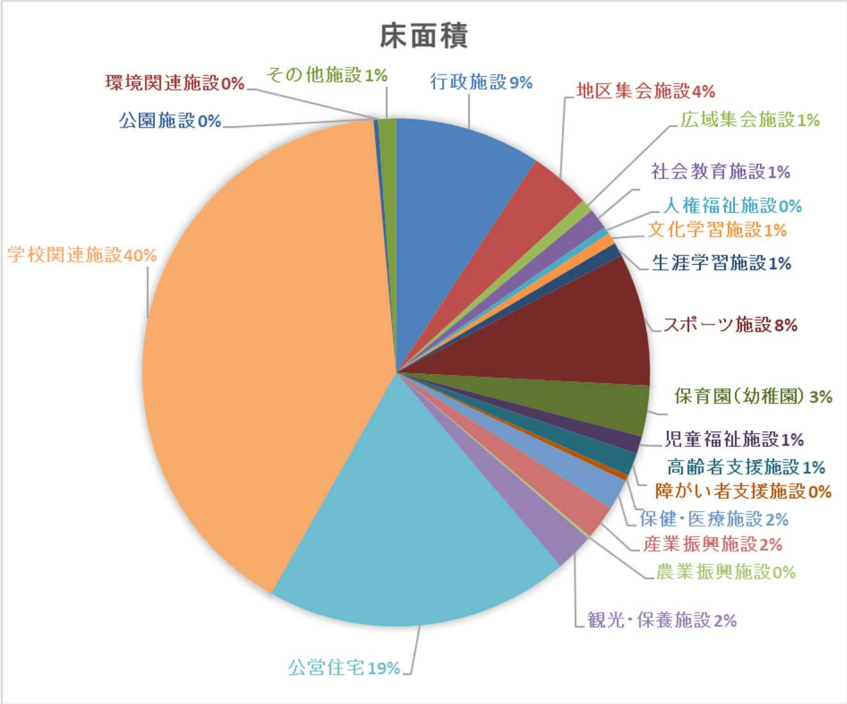

施設類型ごとの割合です。

左のグラフは、更新しない方向性（再配置基本計画で示す方向性や普通財産等）の施設を除くデータで作成した、床面積の内訳を示しているグラフです。

割合の大きい施設類型は、学校関連施設、公営住宅、行政施設、スポーツ施設であり、全体の約76%を占めています。

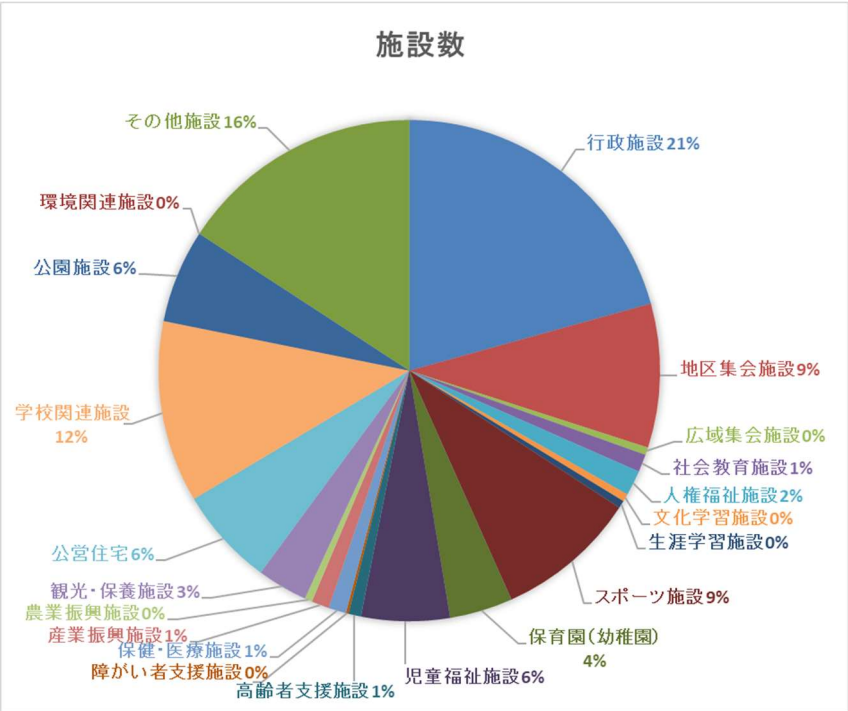

上のグラフと同じデータで、こちらは施設数の内訳を示すグラフです。

その他施設、公園施設は、施設数の割合は大きいのに、上のグラフの床面積割合は小さいため、小規模な施設が多いことが分かります。

逆に、学校関連施設と公営住宅は、大規模な施設が多いことが分かります。

➤固定資産台帳より出力した施設別フルコストにより取り組みを検討するイメージ

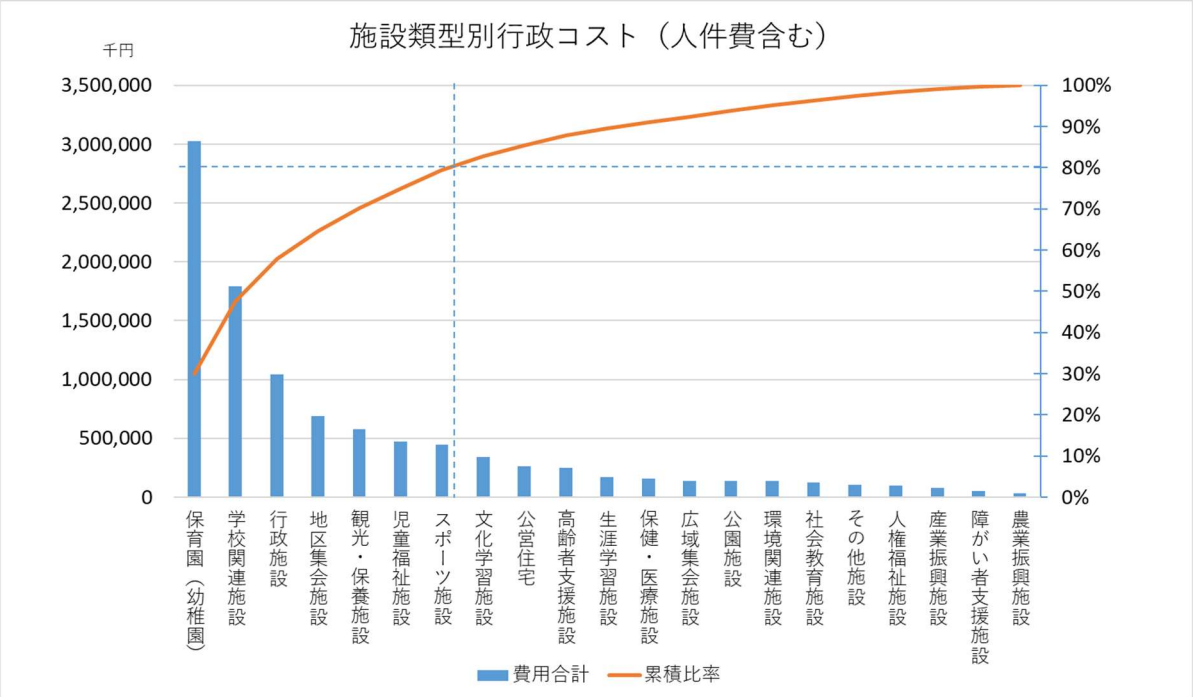

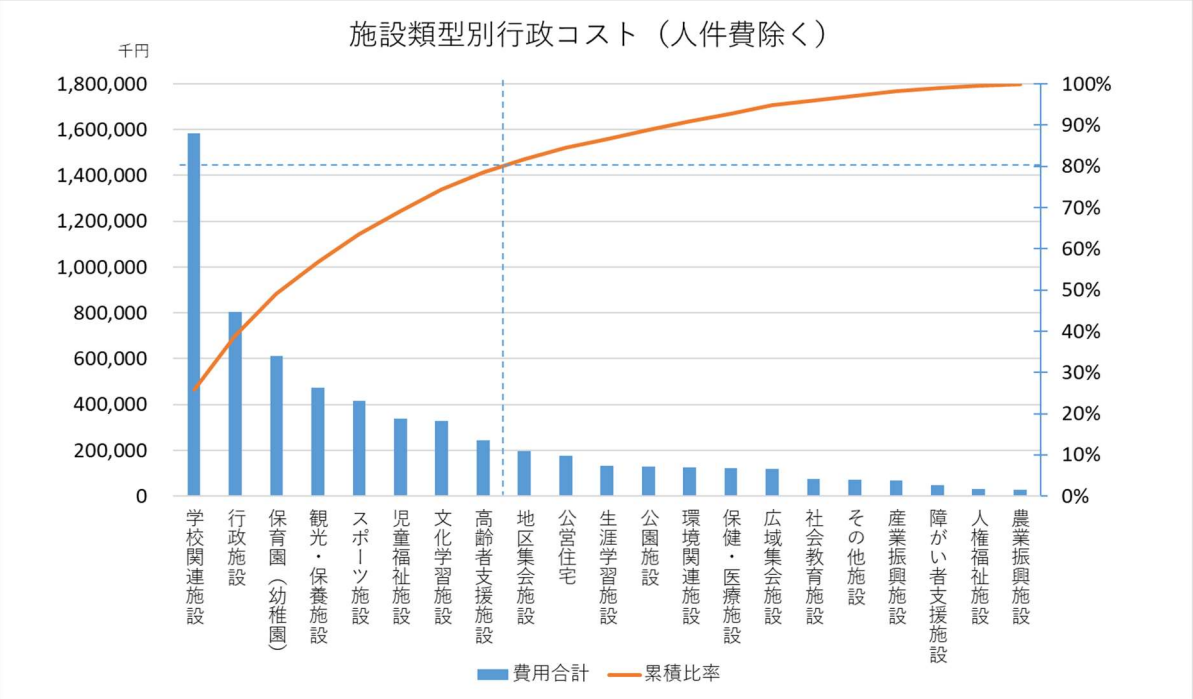

※上記グラフは、施設の維持管理・運営にかかった費用（行政コスト）を大きい順に並べたもの（棒グラフ）とその累積比率をあらわしたもの（折れ線グラフ）です。コスト情報を把握することで、施設の維持管理・運営にかかるコストを見直す際の優先順位や重点項目が見えてきます。

上記グラフは、公会計システムより出力した令和２年度施設コストデータを加工したものです。コストには、維持管理費（人件費、委託料、光熱水費など）、維持補修費（修繕費など）、減価償却費などが含まれますが、資産計上される大規模改修などの工事費は含まれていません。（資産計上されたコストは、減価償却費として分割計上されています）

なお、上記グラフは減価償却費を含まないコスト情報から作成しています。

（４）効率的な再配置の推進に向けた取組想定（新たな取組の検討）

➤施設の劣化状況をもとに改修計画を検討する

公共施設の劣化状況を把握し、安全対策を最優先に検討をします。

公共施設の劣化状況は、法定点検や自主点検により把握していますが、その情報に併せ、更に施設状況を詳細に分析することにより、施設ごと（部位ごと）の改修時期を予測することが可能です。

意見書にもあるように、一般的に（規模の小さいものより）規模の大きい施設から取り組む方が効果的であり、床面積が 1,000 ㎡以上で、かつ再配置基本計画で更新しない方向性を示している施設以外の約 170 施設について、財源の見通しと併せ、改修計画の検討を進めていきます。

施設の安全は、点検マニュアルに基づいて施設所管課の職員が点検し、不具合の早期発見、事故の予防措置対応などにより担保してきていますが、限られた財源の中、全ての不具合を修繕・更新（改修）することは不可能です。また、施設（建物）は建設時点から劣化が始っており止めることはできず、劣化したまま（修繕せず）放置しておくと、思わぬ事故を招くおそれがあります。

限られた財源の中、重要度の高い施設を優先的に改修するためには計画的な対応が必要であり、既存の点検結果（職員の点検結果や、建築基準法に基づく 12 条点検の結果等）等により、劣化状況を把握し、上記の約 170 施設を劣化度順に並べ、上位のものから（危険度の高いものから）優先的に改修を検討し、財源（普通建設事業費）の見通しに納まるように計画します。

なお、総量を縮減していく必要もあるため必ずしも改修・更新等を前提とせず、重複した機能の解消、エリアごとに必要な機能への配慮等を踏まえ、周辺施設との複合化、移転等をあわせ、検討を進めることが重要です。

【劣化度を指標にした改修計画のイメージ】

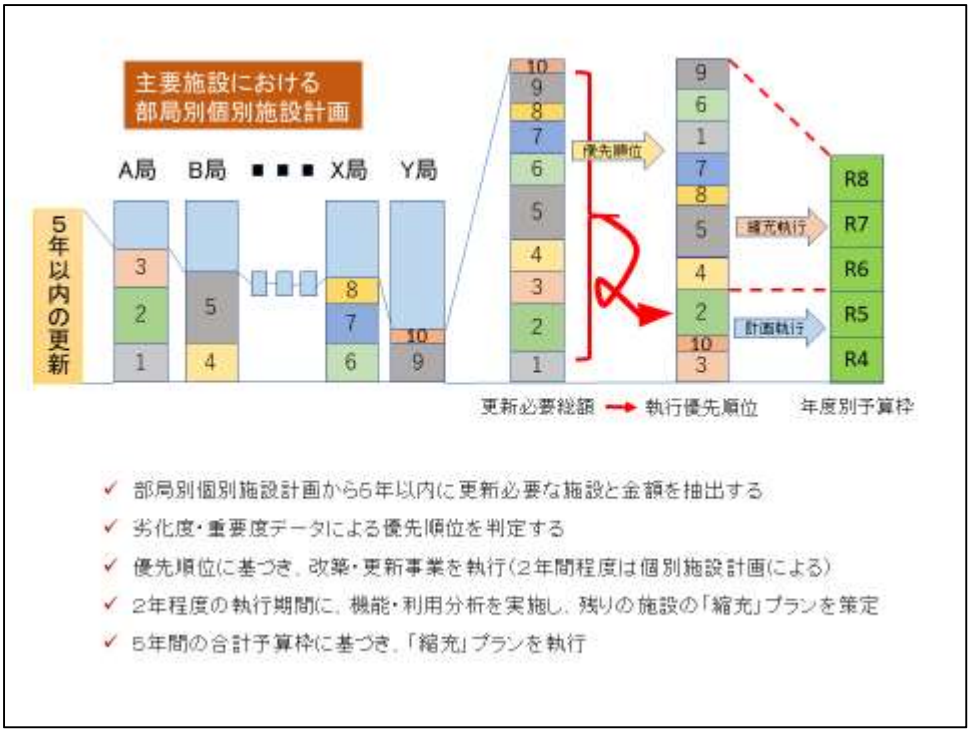

➤行政以外でもサービス提供が可能な施設のあり方を検討する

民間ノウハウや資源等を活用し、サービスの効果的かつ効率的な提供を検討します。

意見書にあるように、近年は民間も公共的な役割を担い、収益を上げながら公共的サービスを提供する事例が増えてきました。また、民間の施設やサービスに類似しているなど自治体が保有する必要性が低い施設は、譲渡や売却等によって、主体を民間に移行させつつ（補助制度への切り替えなども考慮し、）機能を継続することも可能です。

国が進める「民間にできることは民間に」に基づき、本市においては「鳥取市指定管理者制度活用ガイドライン」を作成し、公共施設の運営に民間活力を積極的に導入しているところですが、より運営受託事業者の収益力の向上と、自治体の維持管理費の縮減（収益の還元）の検討を進めます。

公共施設の更新問題は、更新経費が不足するという問題ですので、縮減した維持管理費を公共施設の更新費用にあて、教育や社会保障などの優先度の高い施設の更新に充てていきます。

料金収入を行っている公共施設は数多ありますが、より収益事業的な特性が強い観光施設においては、本市の床面積に占める割合に対して、施設コストは比較的多くかかっている現状もあり、まずは、公共性・公益性（地域貢献等）を見極めながら、経営効率を追求するとともに、大規模投資（更新や改修）が必要な場合は、行政の関与の妥当性が薄いと判断したもの（特に民間事業との競合が見られる宿泊施設）については、民営化等を検討します。

➤機能の集約化、複合化を検討する

利用状況を分析し、施設の稼働率を向上させることで、経費縮減を検討します。

意見書では、更新経費縮減（総量縮減）のための具体的な手法として、“学校施設の多機能化による周辺公共施設との複合”、“スポーツ施設の拠点化・集約化”、“庁舎等窓口のオンライン活用による利便性向上とスペース縮小”の提案がありました。それぞれ、対象となる主な施設類型としては、学校関連施設、スポーツ施設、行政施設であり、どれも床面積に占める割合、施設コストに占める割合ともに大きな類型となっています。

意見書の提案は、どれも効果的な取組でありますが、上記 3 種類の施設類型の中で、スポーツ施設だけは耐震性能が不足している（新耐震基準を満たさない）施設を有しています。

スポーツ施設は、その種類も体育館、プール、テニスコート、サッカー場や野球場など多岐に及んでいますが、ほとんどにおいて学校施設（体育館やプールなど）との機能重複が見られ、また、健康増進運動などは体育館以外の多目的室を利用することで実施できることもあり、利用分析を進めることで、集約化（拠点化）、複合化等の効果的な検討が可能となります。検討を進めるにあたっては、意見書にある“より厳しい縮充”も踏まえ、目標設定していく必要もあります。

一方、体育館は防災機能の一部も担っており、民間施設なども含め、エリアごとに必要な機能に配慮しながら検討を進めることも必要です。

他市においても、スポーツ施設において、機能ごとの拠点化、民間活力の導入などを図り、サービスを充実させつつ総量の縮減を検討・実践している事例も見られます。本市においても、積極的に検討を進めて行きます。

○個別施設の方向性検討（施設見直し）のフロー図（イメージ）

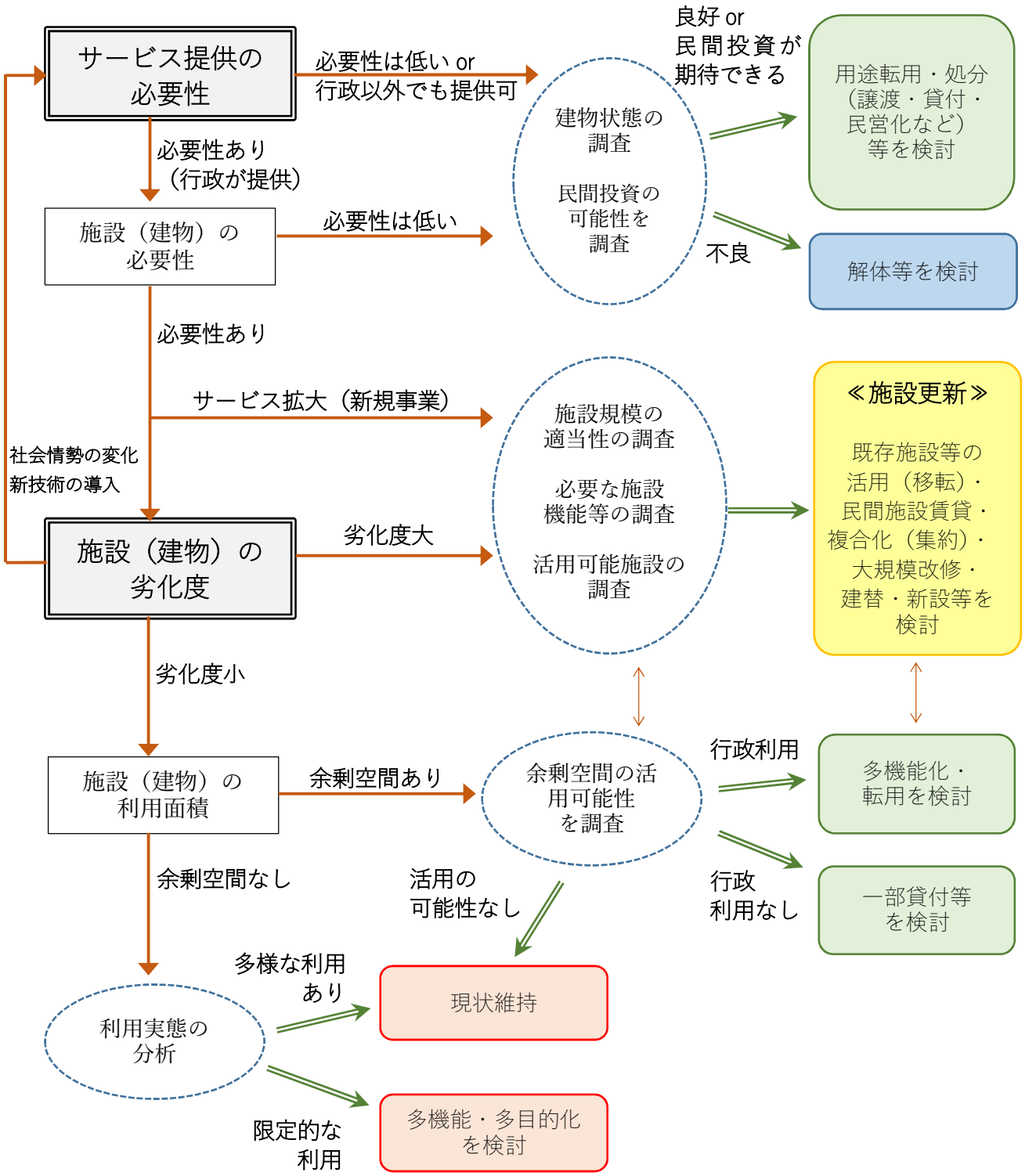

➤効率的で質の高い管理手法の導入を検討する

複数施設の包括管理委託による管理水準の向上を目指します。

複数施設の包括管理委託とは、複数の公共施設の管理を一括で専門の民間事業者に委託する手法のことで、すでに幾つかの自治体で実施されています。この手法は、建物や設備に精通した専門の技術者が、日常的な点検やトラブルの対応を一元的に行うことで、施設担当者の日々の事務負担を軽減し、通常業務に集中できるといった効果があります。

包括管理に含める施設としては、類似施設が多く、職員が常駐している施設で、職員が管理業務（法定点検、清掃、小規模修繕等）を実施している庁舎（総合支所）、学校、保育園といった施設を対象とした方が、職員が施設管理業務から解放され、本来の業務（教育、保育、地域振興等）に注力できるため効果的と考えられます。

なお、包括管理の検討を進めるにあたっては、実際に点検を行っている地元事業者への影響や、地域経済への影響等を踏まえながら、進める必要があります。

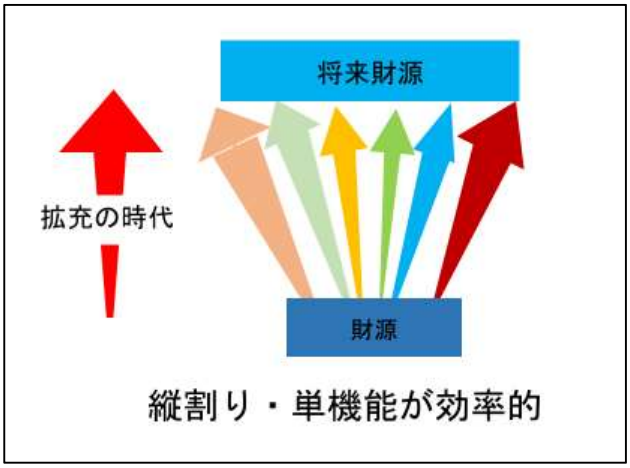

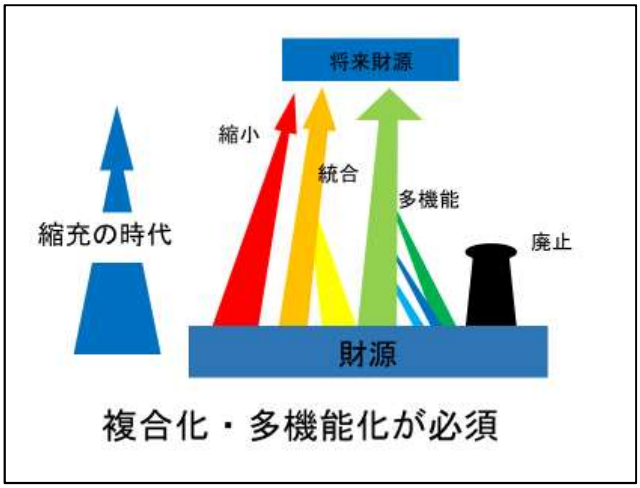

公共施設の配置に関する考え方が変わってきている！

上の図にあるように、人口増加時代（高度経済成長期など）は、施設ができることによる維持管理費等の増加は、将来財源の増加により負担できるため、単機能ごとに管理する方が効率的でした。（人口増加により、求められるサービスも多様化してきた）

人口減少時代（下の図）では、税収等の減少により将来財源は縮小していくため、サービス水準は充実させつつも、施設総量は縮減する必要があり、1施設に複数の機能を持たせたり、機能を統合（集約）したりを検討する必要があります。（限られた財源で、多様化したニーズに対応するため、サービスの提供方法を検討）

6　持続可能な明るい未来へ

公共施設の更新問題は、全国の自治体が直面している大きな課題です。

しかし、この問題を乗り越えようと、様々な自治体が創意工夫し、規模を縮小しつつも機能を充実させた複合化の事例や、民間事業者のノウハウや柔軟なアイデア等をプラスして自治体負担軽減とサービス向上を両立させた公民連携事業など、優良な事例も増えてきています。

また、新型コロナウイルスの影響により人が集まることが困難になり、その対応としてオンラインサービスやＤＸ（デジタルトランスフォーメーション）が普及するなど、生活様式が変化してきており、公共サービスの提供方法の見直しの時期に来ています。

公共施設の再配置（あり方見直し）を進めると、移動手段や使い勝手に影響を及ぼすこともありますが、必要な公共サービスを維持・向上させつつ、再配置を進めるには、行政のみの取組だけでは無く、市民や議会、民間事業者の皆様のご理解やご協力が不可欠です。「第 11 次鳥取市総合計画」でめざす将来像「いつまでも暮らしたい、誰もが暮らしたくなる、自信と誇り・夢と希望に満ちた鳥取市」を実現するために、「公共施設の更新問題」の対応に取り組んで参ります。

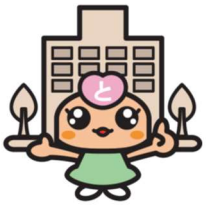

これからの公共施設を考えるキャラクター

とっとりん

「本方針」並びに「公共施設の更新問題」等に対するご意見やご提案については、鳥取市資産活用推進課までお寄せください。

鳥取市公共施設再配置の推進に向けた取組方針

令和５年（2023年）７月

編　集　鳥取市総務部資産活用推進課

〒680-8571　鳥取市幸町71番地

電　話：(0857) 30-8136

ＦＡＸ：(0857) 20-3948

Ｍａｉｌ：shisan@city.tottori.lg.jp